

令和2年第1回鬼北町議会定例会

令和2年3月3日（火曜日）

○議事日程

令和2年3月3日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第3号 鬼北町未来へつなぐ子ども応援基金条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第5号 鬼北町表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 鬼北町廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第14号 鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第15号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第16号 令和元年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第20 議案第17号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第18号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第19号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第20号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第21号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第22号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第23号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第24号 令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第25号 令和2年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 令和2年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 令和2年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第33 議案第30号 令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第31号 令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第32号 令和2年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第33号 令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第34号 令和2年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第35号 令和2年度鬼北町病院事業会計予算について

- 日程第 3 9 同意第 1 号 鬼北町教育委員会教育長の任命について
 日程第 4 0 議員の派遣について
 日程第 4 1 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 4 2 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 4 3 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 4 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 3 号 鬼北町未来へつなぐ子ども応援基金条例の制定について
 日程第 7 議案第 4 号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
 日程第 8 議案第 5 号 鬼北町表彰条例の一部を改正する条例について
 日程第 9 議案第 6 号 鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 1 0 議案第 7 号 鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第 1 1 議案第 8 号 鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 1 2 議案第 9 号 鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 1 3 議案第 1 0 号 鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について
 日程第 1 4 議案第 1 1 号 鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
 日程第 1 5 議案第 1 2 号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 1 6 議案第 1 3 号 鬼北町廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例について
 日程第 1 7 議案第 1 4 号 鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について
 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第 4 号）について
 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和元年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第20 議案第17号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第18号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第19号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第20号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第21号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第22号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第23号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第24号 令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第25号 令和2年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 令和2年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 令和2年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第33 議案第30号 令和2年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第31号 令和2年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第32号 令和2年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第33号 令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第34号 令和2年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第35号 令和2年度鬼北町病院事業会計予算について

- 日程第 3 9 同 意 第 1 号 鬼北町教育委員会教育長の任命について
 日程第 4 0 議員の派遣について
 日程第 4 1 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 4 2 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 4 3 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 4 4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 番 高 橋 聖 子 | 2 番 中 山 定 則 |
| 3 番 末 廣 啓 | 4 番 山 本 博 士 |
| 5 番 赤 松 俊 二 | 6 番 松 下 純 次 |
| 7 番 芝 照 雄 | 8 番 福 原 良 夫 |
| 9 番 程 内 覺 | 1 0 番 松 浦 司 |
| 1 1 番 山 崎 保 | 1 2 番 渡 邊 眞 次 |

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 谷 口 浩 司 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
総務財政課長 佐 竹 誠	企画振興課長 二 宮 浩
町民生活課長 古 谷 忠 志	保健介護課長 芝 達 雄
環境保全課長 高 田 達 也	日吉支所長 那 須 周 造
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	会 計 管 理 者 清 家 健 二
教 育 長 筒 井 亀	教 育 課 長 渡 邊 甫
農業委員会会長 川 平 定 計	農業委員会事務局長 松 本 秀 治
選挙管理委員会委員長 谷 口 清 美	代 表 監 査 委 員 上 甲 康 夫

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和2年第1回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和2年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、県内初感染者が確認されるなど、新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にあり、大変危惧しているところであります。

また、感染の有無にかかわらず、小・中学校の閉鎖をはじめ、町民の方々への影響が日増しに大きくなっております。

安倍首相は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え、社会経済への影響を最小限にとどめたいとのことで、当面は2019年度及び2020年度の予備費を活用する考えであり、2020年度補正予算の編成が必要になるとの見方が出ている模様であります。

本町におきましても、今後も国・県との連携を図りながら、一刻も早い鎮静化を望むものであります。

さて、本国会では、2020年度予算案が衆議院を通過し、その額が102兆6,580億円と過去最大となる2020年度予算案は、2月28日衆議院本会議で賛成多数で可決し、衆議院を通過したところであります。

本町におきましても、私としましても、鬼北町の総合力を発揮する予算編成、町民への説明責任、年間総合予算を主眼に予算編成を行ったところであります。

さて、本定例会に提案いたしております条例等は、条例の制定1件、条例の一部改正9件、条例の廃止1件、指定管理者の指定1件、令和元年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算7件、企業会計補正予算2件、令和2年度一般会計予算1件、特別

会計予算 8 件、企業会計予算 2 件を提案するものであります。

議案の案件には、平成 30 年 11 月議会臨時会において否決された義務教育学校の案件もございます。

私は、否決後において、条例改正に対してどうして反対されたのか、賛成できなかったのか、議員各位にお話を伺ってまいりました。そこで得た理由は、さまざまなものであり、1 つの理由だけではありませんでした。日吉義務教育学校と各小学校の教育サービス提供の差異や、ほかの小学校児童数の減少を踏まえた検討の要求、旧広見地域での教育方針の明確な位置づけなどであります。

鬼北町の特色ある教育サービスとして義務教育学校だけを強調する格好になっていたことを猛省し、子育て支援政策を交えた就学前の福祉教育サービスの提供や、旧広見地域の学校環境を再度整備する必要性を明確にするなど、時系列に合致する中で、縦軸の教育、児童福祉、環境充実に 4 つ提言したいと考えています。

1 つは、子育て支援サービスの向上として、居残りの保育の時間延長、土日保育の実施、認定こども園の設置、障がい児保育の充実など、マンパワー不足を解消するため、ある程度の保育所の統合を見据え、子育て世代支援策を提案します。

2 つ目は、広見中学校の全面改築であります。私は就任してすぐに、空調施設及び洋式トイレへ整備を実施し、この空調施設が故障し始めるころには、改築工事を実施したいと考えておりましたが、御承知のとおり、雨漏り等がひどく、子どもたちの教育環境を早急に見直す必要性を感じ、令和 2 年度中に検討委員会などの協議と同時並行で実施設計に着手する予定としております。

3 つ目は、適正規模、適正配置検討委員会について小・中学校の児童数の減少を考慮し、統廃合も視野に入れて検討していただくよう要請することといたしております。

4 つ目として、否決以降において、再度日吉 P T A 組織をはじめ、日吉地域住民の方々から要望のありました義務教育学校を日吉小・中学校の教育力向上の手段として提案するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和 2 年第 1 回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、4番、山本博士議員、5番、赤松俊二議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、保育所、公民館、連絡所、三島簡易郵便局、町民生活課、出納室、議会事務局の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和元年11月分、12月分、令和2年1月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、愛媛県町村議会議長会第71回定例会が、令和2年2月19日、松山市で開催され、令和2年度事業計画及び予算が原案のとおり承認されました。その詳細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻お目通しください。

また、令和2年2月6日に開催された全国町村議会議長会第71回定例会で、鬼北町議会が優良議会として全国20議会の1つに選ばれ表彰されました。

続いて、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、12月議会定例会以降の行動状況を提示しております。3点だけ申し上げます。

1月15、16日、台風19号で被害を受けた宮城県白石市に出張いたしました。御案内のとおり、白石市とは泉貨紙の原料トラフコウゾの株分けからの交流があるわけですが、西日本豪雨災害時に50万円を超える災害見舞金をいただいたところがあります。今回は、その白石市が山林崩壊、土砂崩れ、ため池河川氾濫による家屋浸水によって、大切な財産を数多く傷つけられました。

このような状況の中で、前回の御恩にしっかりと報いるときであると思い、町民の方々からのお心、多くの御支援と温かい思いをしっかりと届けたいと、鬼北町災害見舞金106万円以上、山田市長様にお渡しした次第であります。

直後には、災害現場も視察させていただきましたが、全国ニュースで流れた最も被害が大きかった箇所の一つ、宮城県丸森町がちょうど隣接しており、被害の大きさを痛感したところであります。

議員各位全員からの誠意の御賛同に対しましても、心から感謝を申し上げます。

1月19日、第1回愛媛国際映画祭レッドカーペットセレモニー、2月2日は、同愛媛国際映画祭クロージングイベントに参加いたしました。このイベントは、文化・芸術活動への理解・促進や、芸術文化における創意意欲の向上、新たな才能や映画コンテンツの発掘などを目的として開催され、希望のあった県内10市町で開催されました。鬼北町では、日吉支所2階にある旧議場を合併時に改修した小型シアタールームで開催いたしました。

松山のような大きな会場はございませんが、鬼北町ならではのおもてなしでお迎えすることでイベントに賛同し、参加することが最も大切なことだと考えました。

上映は2月2日、「5億円のじんせい」「ソローキンの見た桜」「天空の城ラピュタ」の3本が上映されました。午後からは満員状況でありました。上映当日は、地元青年団有志や地域ボランティアによって温かい善哉やポップコーンを笑顔でお出しするなどのおもてなしに特化することができ、南海放送幹部をはじめ、多くの方々から鬼北のスタイル、おもてなしに高い評価をいただいたところであります。

今年になりまして、地元企業様、またある年配の女性から、子どもたちの通学及び

教育のために使ってほしいと、いずれも町のほうに数百万円の御寄附をいただいております。2月に企業に出向き、お礼を申し上げました。いずれも匿名御希望でいらっしゃいますが、御意向に沿った教育施策を実施、また継続することといたしております。本当にありがとうございました。

そのほか、事業、会議について省略をいたしますが、資料にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、中山定則議員、程内覺議員、山本博士議員、以上の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣啓議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

改めまして、おはようございます。

議席番号3番、末廣啓です。

先の通告書のとおり、3件質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、町内における情報伝達手段について。

大規模な地震・風水害の災害が発生した場合には、電線、電話線等が切断され、一般の固定電話、IP告知放送、テレビ電話等も機能しなくなることも想定されます。

そこで、下記のことについて問います。

(1) 携帯電話の入らない地域の把握はしているか。

(2) ラジオの入らない地域の把握はしているか。

(3) 一般的に考えられる情報手段が遮断された場合、現在対応可能な情報伝達、情報収集の手段はどのような方法を考えているか。

この3点お伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の町内における情報伝達手段についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の携帯電話の入らない地域の把握はしているかとの御質問についてですが、平常時、住宅のある地域においては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのいずれかの電波は受信できますが、日吉地区の節安ふれあいの森や、小松地区の安森鍾乳洞周辺など、住宅のない場所では通話できないところがあります。

次に、災害時ですが、携帯電話基地局をつなぐ幹線（光ファイバー）が断線いたしますと、基地局周辺は通信できなくなり、最悪の場合、町内全域で携帯電話の利用ができなくなる可能性もあります。

次に、2点目のラジオの入らない地域の把握はしているかとの御質問にお答えをいたします。

まず、平常時の状況ですが、平成28年度に、危機管理室において、各公民館周辺で調査を行った結果、NHK（AM、FM）及びFM愛媛については、各地区問題なく受信できました。しかし、山間部などでは、受信できるところとできないところがあり、細部の詳細は把握できておりません。

代替手段といたしましては、パソコンやスマートフォンを所持している方は、インターネットを利用してラジオを聞くことができるほか、告知端末を設置している御家庭では、FM「がいや」を聞くことができます。災害時におきましては、ラジオ基地局が故障いたしますと、最悪の場合、町内全域でラジオの受信ができなくなる可能性があります。

次に、3点目の一般的に考えられる情報手段が遮断された場合、現在対応可能な情報伝達、情報収集の手段はどのような方法を考えているかとの御質問にお答えをいたします。

町内に設置しております防災無線の屋外拡声機においては、引き込んである光ファイバーケーブルや電力線が断線しても、無線とバッテリーで、断線から48時間以内であれば情報伝達が可能となっております。48時間経過した後は、通信網が回復するまで通信機器を利用することができませんので、職員及び消防団に依頼して、情報収集や情報発信を行う必要があると考えております。

なお、本庁と日吉支所の間は、衛星携帯電話を整備して通信手段を確保しているほか、県及び県内各市町とは、防災通信システムにより、衛星を利用して連絡をとることができます。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

節安、安森地区においては、通話できないということでしたが、住民の住んでいないところでは通信できないということでしたが、これNTTとか、KDDIとか、ソフトバンクとか、全てにおいて使えないということですか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から詳細について説明をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの質問でありますけれど、FM、それから宇和島がいや等につきましても、通信はできないということになっております。

以上でございます。

○3番（末廣 啓君）

ほかにも、ところによってはドコモが使えないとか、auが使えないとかいろいろあるんですけども、この節安とか安森、夏場にはそうめん流しとかされております。ほかのイベントもされることがあると思うんですが、全ての機器が使えないということになると、緊急のときにはどういうふうな対応をされるのか心配なんですけども、町独自で単独で判断はできかねると思いますけども、町内全域で携帯がつながるような改善はできないものか、お伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの町内全域でということになりますと、FMでありますとか、ラジオ局の関係でどこまで、どういった形でできるのかというのを業者等含めまして、調査した上ではないと難しいのではないかなというふうに考えております。

携帯につきましては、携帯が電話会社のほうで、どの程度まで使えるようになるのか含めまして、調査をさせていただきたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（1）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい、了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ラジオの入らない地域ということですが、以前、日吉地区に勤務しておった折には、場所によっては、ラジオの入らないところもありました。

先ほどの答弁で、パソコンとか、スマホ、スマートフォンを持っていたら通信可能ですよということでしたが、年配の方については、かなりスマホにしても、パソコンにしても使い方が不得手なお年寄りさんが、年配の方がおられると思うんですけども、そこら辺の対応はどういうふうにご考えておられるかお伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの年配の方について、スマホの使い方であるとか、そういったことについて対応をどういうふうにご考えているかということであったかと思いますが、直ちにとするのは難しいかもしれないんですけど、1つの方法としては、スマートフォンを購入する際には、当然電話会社のほうに行って新しい分についての操作をするわけですけど、例えば町の職員がこういう地域に入って使い方について対応を伝えるとかということについては、なかなか難しいのかなというふうには考えております。

以上であります。

○3番（末廣 啓君）

今の説明、ちょっとわかりにくかったんですけども、なかなか説明もできにくいということで、そしたらどうするんですか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町内のさまざまな地域、議員さんは日吉地域のことをおっしゃいましたが、我が好藤のほうでも入りづらい地域がございます。そこをまずは町それぞれの自宅についておる有線というところで整備をしていったと。これを15億をかけてやっておるわけでありまして。なかなか全てを網羅することはできないというか、もし節安、安森を克服したとしても、山林等で仕事をしていらっしゃる方には、その部分がつながらないと。なかなか町全体のエリア、町全部を確保するとなると、そこは数十億の金額が必要になってくるだろうと。選択ではありますけれども、やはりそこは人々の助け合いというもので克服していくことが一番必要なんではないかな。消防団、または自主防災組織、そこらあたりにも災害時の連絡通信網について随時御協力をお願いをしているところでありますので、そういうところで御理解をいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○3番（末廣 啓君）

今聞いたのは、ラジオが入らないところを聞いたんですけども、町長は、携帯のこととか通信費のことについてお答えいただきました。もうそれはそれで結構です。

もう一つ、ラジオ基地局と先ほど言われましたが、ラジオ基地局というのは、どこにあるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの御質問ですけれど、ラジオ基地局ということですので、電波が入るところといいますと、例えば泉ヶ森であるとか、そういったところになるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほどから申しておりますが、通信不能な地帯があるということで、先ほどちょっ

と町長も触れられましたが、町内の山のほうに入ったら通信不可能ですよ。そういうところで、久万高原町の事案をお話しさせてもらいますが、久万高原町では、林業者が通信機器を携帯することで、山林からSOSを発信することが可能ということで、これは携帯が通じない不感地帯でも通信が可能であるということで整備されて、この夏以降から本格稼働をするということなんですけども、これから木質バイオマスとかで林業関係者が山に入られる、1人で入られることもあろうかと思えます。そういう折に所在確認とか、通信可能な対策とか、そこら辺はどのように考えておられるのかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

私も数か月前にその新聞報道を拝見しまして、久万高原町長さんにお伺いをして、やはり国庫補助事業でやるというお話だということ、素晴らしい取り組みだなというふうには思っておりますけども、そのもとになるスマートフォンといいますか、その分も基地局のほうがちゃんと久万高原の町内にあるということで、それを電波といいますか、無線の大きなアンテナをつけてやっていくということらしいんですけども、ただ、これも電話回線でありますので、その分を十分に本当の災害時のときに電話回線が混雑をして、全てにおいてしっかりと必要な伝達ができるのかどうかというところですね、私もちょっと不安なところがあって、今すぐにやりますということは、なかなか言えないんですけども、一番いい方法、昔のように情報伝達として、これは別にふざけておるわけではないんですけども、煙でやるような、しっかりと自分の目視としてここに人がおられるというふうなことができるような確実な方法というものがあればいいんですけども、無線は無線のメリット、また有線は有線のメリット、そこらあたりと山林、または先ほどの安森、それから節安、そこらあたりで働いておる方、また観光客の方々をどう救っていくかということについては、1つの課題であると思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

質問2、新型コロナウイルスについて質問いたします。

現在、世界中に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、いまだに終息のめどが立っていない状況であります。鬼北町においても感染者が出ないとは限らない。現に愛南町で2日前に感染者といますか、が2人出ております。

そこで、下記のことについて問います。

この通告書を出したのが、2月10日過ぎなので、現状とちょっと違っておるんですけども、踏まえて答弁いただきたらと思います。

(1) 鬼北町では、感染者が出ないようどのような対策を講じているのか。

(2) もし、感染者が発生した場合の対応・対策はできておるのか。

(3) 類似したウイルス感染症の対応マニュアルはあるのか。

(4) 関係機関との連絡体制はできているか。また、机上訓練、手順等の訓練実施はしているか。

(5) マスク等の備蓄はあるのか。

以上、5点お伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の新型コロナウイルスについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町では、感染者が出ないようどのような対策を講じているのかとの御質問であります。中国を中心に新型コロナウイルスが世界的に流行し、患者数が日々増加しております。昨日、愛媛県内におきまして、初めて感染者が確認されましたが、日本国内では、クルーズ船関係の感染者を含め、約1,000名の感染者が発生しているところです。現在のところ、有効な治療方法がないことから、鬼北町におきましては、感染の防止対策として、回覧・防災無線・ホームページ等で、うがい・手洗い・マスク着用の感染予防の啓発を行うとともに、マスクの不足が報じられていることから、キッチンペーパーを活用した簡易なマスクの作成方法及び児童措置対策をあわせて早くて今晚からUCATで周知することといたしております。

これがキッチンペーパーを活用したマスクであります。これのつくり方について、今既にこれについては、もうUCATのほうで放映をいたしております。

また、国が、新型コロナウイルスによる肺炎拡大防止に向けて、多数の方が集まる

スポーツや文化イベントについて、中止や延期の要請をしたところではありますが、町におきましても、町が主催する3月中旬までのイベントについて、中止を決定したところでもあります。

それに加えて、2月28日付で文部科学省の通知を受けて、愛媛県教育委員会が、国の休校措置要請に係る県の対応方針を決定いたしましたので、その方針に準じて、町内の全部の小・中学校について、3月4日から3月25日までの間、臨時休校としたところでもあります。

次に、2点目の、もし感染者が発生した場合の対応・対策はできているかとの御質問ではありますが、次の質問にも関連しますが、新型コロナウイルスへの対応につきましては、新型インフルエンザが流行したときに策定いたしました「鬼北町新型インフルエンザ対策行動計画」に準拠することといたしております。同計画では、感染症の発生状況により、未発生期から小康期の6段階に分類されており、現段階では、県内発生期（第4段階）に当たり、対応・対策としては、町民への情報提供・感染防止・拡大防止のための予防策の励行を徹底することとなっておりますが、2月28日の総理大臣の小中高等学校の休校要請を受け、緊急事態宣言がされたと同様の事態であると判断し、新型コロナウイルス対策本部を設置したところでもあります。

次に、3点目の類似したウイルス感染症の対策マニュアルはあるのかとの御質問についてではありますが、先ほど2点目の御質問で答弁申し上げましたとおり、鬼北町新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠し、対応することとしたところでもあります。

次に、4点目の関係機関との連絡体制はできているか。また、机上訓練は実施しているかとの御質問についてではありますが、町といたしましては、各課長に行動計画を配付し、周知しているところでもあります。また、日々、情報が更新されていることから、外部機関である保健所等の連絡を随時図り、担当課内で情報共有しているところであり、場合によっては、各課・関係機関・町民に情報提供してまいりたいと考えております。

また、机上訓練についてですが、町単独では実施しておりませんが、県と合同伝達訓練を毎年実施しており、本年は2月に実施予定でしたが、今回のコロナウイルスの流行により、中止となったところでもあります。

次に、5点目のマスク等の備蓄はあるのかとの御質問についてではありますが、災害時の感染予防対策のため、4,400枚のマスクの備蓄があります。御案内のとおり、マスクは全国的にも品薄状態が続いており、それに関連するさまざまな問題や事件が、新聞、テレビ等でも連日のように報道されております。保健介護課のほうで、薬品会

社や町内の薬局に在庫の状況の調査を行いました。いずれも売り切れ状態であり、また、納入予定も未定で、入荷してもわずかな数量で即日完売となる状況であると伺っております。

その一方で、国の発表によりますと、中国の生産再開や、国内企業での24時間生産体制により、現在、例年の倍以上の1億枚を供給しており、3月からは、1か月に6億枚の供給が可能となるよう、さらなる増産を働きかけているとされておりますので、マスクの供給については、今後の状況を注視していくしかない状況であると考えているところであります。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

日々、状況が変わってますので、なかなか難しいんですけども、うがい、手洗い、マスクの着用とか、人込みを避ける、行かない、人込みの中には行かない等の対策がとられておるんですけども、明日からですか、小学校、中学校、高校が休校になるということで、全国的になるんですけども、この場合にひとり親家庭とか、共働きの家庭とかの保護者が仕事を休まなきゃいけない状況になることが考えられます。子どもが小さいとかの場合には、休んで子どもの世話もせなきゃいけないということが考えられるわけですが、そういう家庭の負担軽減、知事は学校を開放しますとか言われておりましたが、鬼北町では家庭への負担軽減をどのように考えておられるのかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長から答弁をしてもらいます。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの末廣啓議員の質問についてお答えいたします。

昨日、町内の小学校の全保護者に対しまして、今回の臨時休校に伴う児童の受け入れ体制について文書を発送させていただきました。何ぶん急なことですので、十分検討できているとは思いませんけども、趣旨としては、ひとり親家庭、共働き家庭などで、また3年生以下の子どもたちだけを家にいさせることができず、かつ預けることのできる祖父母や親類等が近くにおられない場合など、やむを得ない家庭状況がある場合、保護者の求めに応じて、感染症対策を講じた上で児童を学校で預かる措置を行うことといたしております。ただ、各校の希望がどれぐらい出てくるかということは、

はっきりまだつかんでおりませんので、今日ある程度の数が出てくる、また、その後、家庭の事情で預かってほしいという要望が出てくるかもしれませんので、その都度、学校長を窓口として対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

聞き逃しましたが、これは3年生以下の児童が対象ということですかね。

○教育長（筒井 亀君）

現在のところ、3年生以下の子どもを対象に考えております。

○3番（末廣 啓君）

3年生以下の児童をお預かりする場合、せっかく休校にしたのに、みんなが学校で預かってほしいということになると、休校した意味にもなりませんので、ぜひ集団での預かりはやめていただいて、分散して預かるようにしていただきたいなと思っております。

それと、もう一つですが、保護者が子どものために仕事を休まなきゃいけないというふうなときに、所得が減ると、所得減少対策での新助成制度を創設するようなことを安倍首相が言われておりましたが、ここら辺の考え方、給食が止まれば納入業者が納入できなくなるというようなことも考えられます。そこら辺の対策は、どのように考えておられるのかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど答弁でお話ししましたように、災害対策本部を設置しまして、昨日の協議としまして、今ほど教育長から答弁がありましたように、学校、それから放課後の子ども教室、それから放課後児童クラブ、それから給食センターの受注業者及び商工会に対し国あるいは町単独で対策を今考えているよということを示唆をすぐにしようと、せよということで、最小ではありますけども、安心を提供できるように指示をしたところであります。

それから、給食センターもですね、これは町内の業者さんが町内の給食センターという場合もあるんですけども、逆に町内の農家さんが町外の給食センターに品物を届ける場合もありまして、そういう場合には、国がどのように支援をするのか、その詳細が10日以降しかわかりませんから、しっかりとした施策は町としては打ち出せない。ただし、国の方針に基づいて不足するところは町のほうで予備費を使ってでも何とか対応していきたいという方針をまずは安心を届けるという指示を昨日出したところであります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（1）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（2）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（2）については了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、末廣議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（4）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

机上訓練とか、手順等について実施しておられますかということをお聞きしたんですが、机上訓練はしていない。それと、県との訓練でしたか、今年2月に訓練を実施予定だったが、コロナウイルスの発生で中止しましたということをお聞きしたんですが、コロナウイルスが今迫ってきておるんで、訓練とか、手順等の確認をするべきじゃなかろうかなと思うんですけども、なぜ中止になったんですかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

中止の決定があったのは県のほうですので、私らそこらについては理由はわからないんですけども、ただ、町としてはですね、答弁にもありましたように、十数年前の新型コロナウイルスのときの分、うちのほうで要綱をつくっておきまして、その分を2月の中旬だったんですけども、保健介護課長と町長室のほうで、これから先こういうことが予想されるがということで、県内に迫ったときには対策本部を設置する必要があるときには、すぐにこの行動計画を適宜すぐに行動計画として発表できるように準備を

してあってほしいということは話をして、2月28日に第1回目の対策本部を設置をしまして、それぞれの担当課長において、それぞれの担当課で必要な対策、これからの行動計画等について確認をしたところであります。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

中止が県の判断ということなんで仕方ないところなのかなと思いますけども、28日に実施された対策本部の対策とか、今後の予定とか、わかれば教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、ただいまの御質問に対してお答えいたします。

2月28日に災害対策本部を設置しまして、その時点で愛媛県の発生はまだ確認できておりませんでした。唯一四国内の徳島で発生したということを受けまして、もう四国内で発生したわけですから、近々の状況に迫っているということで対策本部を立ち上げまして、その中で、近々に県内に発生した場合に起こり得る対応を協議しまして、イベントの開催の関係、それから感染者が発生した場合の消毒、防疫対策等を協議しております。

その日は、2回対策本部、ちょうど学校の関係の総理の要請がありましたから、一旦休会をしまして、午後、学校関係の対応を協議したところでした。その日にホームページを立ち上げ、住民に対して対策本部を設置した旨の周知をしています。

それとあわせて、必要な情報提供、並びに先ほど説明しました、行動計画のデータを見れるように、閲覧可能にしている状況です。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

対策本部の対策を町民に知らせるのにホームページだけですか。もう少しみんなが見れるような、聞けるような、誰にでも情報収集ができるような方法を考えていただきたいと思いますが、ホームページを見れない方、見ない方、いろいろあろうかと思っておりますので、町内町民全員に周知することは難しいかと思っておりますけども、そこら辺の考え方を教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

今の御質問についてお答えいたします。

どうしても発生したことが急なことでありまして、当面の早期に周知できる方法としてホームページのほうの掲載を選ばせていただきました。今後も町長の答弁にありましたように、情報提供とかしていく必要が今後できてくると思いますので、その折にあわせて情報提供をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（5）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほどの答弁で、マスクの備蓄4,400枚あると言われましたが、この4,400枚なので町民に配るにしても枚数が足りないわけですが、これはいつどのようなときに使用するために備蓄されておるのかお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、今の御質問に対してお答えさせていただきます。

この使用については、早い時期に町長と相談はしてまいりました。2月の上旬ごろだったと思うんですけど、もうそのときに確認した時点で4,400枚、それから、あわせて答弁でお話ししたように、薬品会社、町内のドラッグストア等、在庫の確認をして、もううちが今保有している分が当面の町の保有物、保有数になるだろうということで確認していたところです。どういった方法で使うかということですけど、現在のところ具体的には決まっておりません。というのは、こういった状況というのは、いろんな状況が出てくるのは当初から想定をしておりましたけれど、本来、こういったことが起こるのかというのが、いまだに想像できない部分がありまして、ただ、今の状況、確かに県内にも発生しましたので、危機管理上いろいろな対策が必要で、マスクの使用も検討しなければならない可能性はあるんですけど、ただ、限られた4,400枚を使うまだタイミングではないかなと、例えば町内に感染者が発生して、どうしても人が集まらなきゃいけない会場で使うとか、そういったことを今のところ、

私個人としては、個人というか、担当課長としては想定をしております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

付け加えさせていただきます。今、課長から話がありましたように、2月の上旬に、町長室のほうで2人で話をしたわけなんですけども、私もすぐにも買いますという話はしたんですけども、そのときにもう高知県の四万十市、四万十町にも私も車を走らせたんですけども、一切なかった状況でありました。

課長と相談して私も納得をしたのは、全町民に行き渡らない中ですね、マスクの一番の効果として、防ぐというよりは自分のものを発散しないといえますか、病気になっている方々がマスクにおいてウイルスを散らばせないというのが一番の特徴であるということでありましたので、そう考えるときには、やはり私は何というか、今の状況をもう少し待とうというところが1つ思ったのと、もう一つは、今回のコロナウイルスの特徴として少しずつ言われているのが、若い方よりもお年を召された方への影響が大きい、例えば心臓疾患等になられたときの致死率が高いということでありますので、80歳以上の方々の致死率が1割を超えて2割にいきよるということでありますので、一番私が必要なのは、そういう方々に今から先のこととしてお配りすることが一番適当なのではないかなということ、今は備蓄をしているということにしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問2については、終了します。

末廣議員、質問3についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

それでは、質問3、斜面崩落についてお伺いします。

先日、神奈川県で斜面が崩落し、1人の命が奪われたことは、新聞・テレビ等で報道されたとおりですが、鬼北町でもそのような事故が起こり得ることが考えられます。そこで、危険箇所はないのか、下記のことについてお伺いします。

（1）過去の崩落した現場周辺等、危険箇所の点検・リストアップはできているの

か。

(2) 危険箇所については、看板等で表示しているか。

この2点お伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第3番目の斜面崩落についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の過去の崩落した現場周辺等、危険個所の点検・リストアップはできているかとの御質問であります。崩落被害を受けた町道につきましては、道路災害復旧工事、または町単独工事に対処しており、工事台帳での管理となります。また、斜面崩落箇所としてのリストアップにつきましては、平成8年度に、道路防災点検を実施し、道路交通に障害を及ぼすおそれのある各種災害要因について、発生の可能性を判断し、その結果について取りまとめており、道路台帳システムに登録をして管理するとともに、当該箇所につきましては、平成26年度に再点検を実施しております。

また、土石流、急傾斜地、地すべり箇所の警戒区域につきましては、愛媛県が指定・公表しております、えひめ土砂災害情報マップにおいて確認しております。

次に、2点目の危険箇所については、看板等で表示しているかとの御質問ですが、道路沿いの斜面につきましては、通常時、また災害時を問わず、崩土・落石等の危険性がありますが、看板等を設置するとなりますと、全ての町道の路線の斜面が対象になり、注意喚起としての効果が薄れるものと考えております。

したがって、崩落が起きた場合にのみ、「落石注意」等の看板による注意喚起を行い、工事完成にあわせて撤去することにいたしておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、末廣啓議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問3、(1)について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

危険箇所の点検リストアップについてお伺いしましたが、平成8年に点検されて、平成26年度に再点検されたということなのですが、これは点検期間、間隔とか、決まりはないんですか。こういうふうに8年から26年といたら18年ぐらいたつとるんですけども、規定は、規則はないんですかお伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの御質問について、建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの末廣議員の御質問ですが、平成8年度の点検につきましては、これは旧日吉村、広見町はもとより、県内全国的に点検を実施した業務でありまして、委託業者に点検を委託しまして、合計75路線の点検をいたしたところであります。

それにつきまして、それを道路台帳システムのほうで管理しておりまして、何かあれば対処、先ほど申し上げたように、災害復旧工事等で整備していくというふうな流れになっておりまして、先ほど議員申し上げられたように、時間が、間隔が長いという御質問でしたが、平成26年度に点検した箇所につきましては、町の単独によります町の職員によって、平成8年度に点検した中で、なお点検が必要な部分について再調査を点検したことになっております。

以上です。

申し訳ございません。点検の間隔が決まりがあるのかという御質問ですが、そういう決まりがあるかどうかというのは、私のほうではちょっと承知はしておりません。

○3番（末廣 啓君）

決まりがないようでしたら、何か崩落とか、崩土とか、そういうのを待ってから点検するようなことなんですけども、もっと間隔を詰めて点検とかされたほうが、町独自でもいいと思うんですけども、点検されたほうが事故につながるおそれなくなるんじゃないかなと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

点検につきましては、毎年6月ごろになりますが、町のほうと県のほうで、町道、県道に関しての防災点検、これは1日になりますが、1日かけて点検、パトロールを実施しております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問3、（2）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほどの答弁で崩落した後に看板を落石注意とか、看板を立てますということでしたが、落石した後に看板を立てても遅いことないですか。落石する危険性があるところに看板を立てるようにしたほうが安全だろうと思います。先ほど町内全部掲げないけんいうことを言われましたが、落石をする前に掲げるようにできないものかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

先ほど町長の答弁でもございましたが、落石注意ということですので、あくまでも注意喚起ということになります。町道につきましては、現在663路線で、267キロの距離がありまして、これに伴います斜面となりますと、相当数の数が想定されます。ということになりますと、町道の斜面がありますところには、もう必ず注意喚起の看板をしなければならなくなるというふうに思います。

そうしますと、もうどこへ行っても注意看板があるということになりますと、先ほど申し上げたように、その注意に関する喚起としての町民の皆様の認識が薄れる可能性がありますので、実際に崩土、落石等がございました箇所につきまして、危ないですよと、ここはいついつ落石がありました、注意してくださいよというようなスタンスで注意喚起をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で末廣啓議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を午前10時30分とします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

議席番号2番、中山定則です。

先に通告したとおり、一般質問を行います。

質問1、鬼北町地域公共交通網形成計画の進捗状況について質問します。

平成30年度から鬼北町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通関係の施策が進められています。

4点、質問します。1点目、平成30年広報きほく10月号、6ページと7ページに本計画の概要、10ページに、鬼北町の公共交通の現状として代替バス収支、タクシーチケット交付状況が掲載されました。その後、平成31年広報きほく4月号まで毎月掲載されましたが、5月号から掲載されていません。なぜ掲載しなくなったのかについて質問します。

2点目、近永循環線は、令和元年5月13日から本格運行されていますが、町ホームページでは、運行期間が令和2年3月31日までとなっています。令和2年4月からの運行計画について質問します。

3点目、公共交通空白地域を中心とした住民アンケートにより、どのようなニーズが把握できたのかについて質問します。

4点目、鬼北町地域公共交通網形成計画では、計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、施策の進行状況確認評価（Check）、見直し・改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルの考え方に基づいて推進することになっていますが、タクシーチケット交付などの各施策はPDCAサイクルの考え方に基づいて推進されているのかについて質問します。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の鬼北町地域公共交通網形成計画の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町の公共交通の現状をなぜ広報きほく5月号から掲載しなくなったのかとの御質問であります。広報に掲載していた内容は、議員の御質問にありましたように、1か月分を集計した、愛治線の代替バスの収支と、日吉屋敷線のタクシーチケットの交付状況であります。

掲載にあたりましては、平成30年度から、愛治線を民間委託から直営に、日吉屋敷線を代替バスからデマンドタクシー運行に変更したこと、日吉地域のバス停から距離のある方に対してタクシーチケットを交付することとしたため、町民の皆さんに周知をするとともに、特に対象地域である愛治、日吉地域の方に周知と現状の共有を図ることを目的として、平成30年7月号から令和元年5月号まで掲載をしたところがあります。

令和元年度分につきましては、当初から1年分の収支集計ができます令和2年5月号に掲載することとしておりますので、特に掲載をしなくなった理由ではございません。

次に、2点目の近永循環線の令和2年度運行計画はあるのかとの御質問にお答えをいたします。

議員も御承知のように事業の実施にあたりましては、予算を伴うものであり、1年ごとに予算を計上し、事業の内容を審査いただき、議決を得て執行することとなっております。近永循環線におきましても、令和元年度1年分の予算を計上し運行しており、期間としては、令和2年3月31日まで、1年間としているところであります。

令和2年度につきましても、引き続き運行予定としており、同様に1年分の運行予算を当初予算に計上しているところでありますので、御審議をいただき、御承認いただきますようお願いするものであります。

次に、3点目の公共交通空白地域を中心とした住民アンケートにより、どのようなニーズが把握できたかとの御質問にお答えをいたします。

ニーズ割合が多かったのは、「町が財政を投入して、小型バスやタクシーを導入すること」、「高齢者に対してタクシー補助券を発行すること」、「住民ボランティアによる送迎の仕組みをつくること」など、生活に密着した公共交通のニーズが高い結果でありました。

次に、4点目のPDCAサイクルの考え方に基づいて推進されているのかとの質問にお答えをいたします。

施策を展開していく上で、P D C Aサイクルの考え方をを用いることは、仕事を改善し、効率化することができるものであり、当計画の実施におきましても、P D C Aサイクルの考え方に基づいて推進しているところであります。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

広報に掲載しなくなった理由はわかったんですが、掲載しなくなった月にこういうふうな形で掲載をしないとか、鬼北町の公共交通の現状ですので、代替バスの収支、タクシーチケットの交付状況はこういうことで掲載を今月号からしません。なお、今公共交通の現状としてこういうことを取り組んでおりますとか、そういう毎月広報に鬼北町の公共交通の現状を掲載すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

定期的に掲載をしていくというものについては、施策の中に歌い込んでおりますので、当初の導入時におきましては共有、そしてまた周知を図るために毎月掲載をさせていただきます。

先ほど答弁にありましたように、令和元年度分につきましては、1年間分を載せるというふうなことで内部協議のもとに、本年5月をもってやるというふうなことで決定をさせていただいております。

御質問にありましたように、いろんな事業を展開するものについて、定期的に載せるべきではないかというふうなことでありますけれども、今現在やっておる分につきましては、以前から導入させていただいているものでございますので、今後、新たにそういった公共交通の計画ができましたら、当然のことながら載せていくべきだというふうにご考えておりますので、そういったことで対応をしたいというふうにご考えております。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、(2)について再質問はありますか。

○2番(中山定則君)

予算がないとできないというのはわかるんですが、予定として、令和2年4月からも運行を引き続きしますよ、予定ですということはあると思います。それで、住民アンケート等によって便数、コースの変更、そういうことを計画されているのかについて質問します。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

住民アンケートにおきましては、便数はまず増やしていただきたいというふうなものもございましたし、また、コース変更につきましては、今北宇和病院から時計と逆回りの方向に回っておるわけですけれども、時計とまた逆回りというか、時計の方向に、逆の、今の運行と逆の方向にも運行してほしいというふうな御要望がございました。

まず、1点目の便数を増やす分につきましては、今現在8便走らせているわけですが、8便で、1便当たり54分かかるわけですが、休憩を入れますと1時間といいますと、8時間になるわけなので、便数を増やすことについては、今後ちょっと難しいのかなど。労働基準法の関係で難しいのかなということで、これ以上の便数は増やすことは、今ところ予定しておりません。

それと逆回りのほうにつきましても、現在北宇和病院から中間ところに栄町、伊予銀、それから病院のほうを回っていくわけなんですけれども、54分かけて帰ってきて、逆回りをすると、今度大野病院さんのところに行く方向になるんですけれども、1時間半ぐらい、2時間ぐらいかかってしまいますので、そういった待ち時間等も増えるというふうな状況と、あと運転手さんの休憩時間も必要になってきますので、今のところ、要望はありますけれども、逆回りのことについては考えておりません。ですから、今要望がいろいろ出ておりますけれども、今後も現在の運行でやらさせていただきますということで考えております。

○2番(中山定則君)

コースについて、国遠団地とかそういうところ、新しいコースということについて検討されたのかどうかについて質問します。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

コースの変更につきましては、以前、福原議員のほうからも国遠のほうを回していただきたいということで、直接質問がありまして、答えさせていただいておったわけなんですけれども、そういったそれぞれ国遠であったり、それから今現在運行しておりません、いしむら接骨院ですか、あそこのほうにも、今病院そこだけ回ってないんですけども、回してほしいというふうな御要望がございました。いしむら接骨院につきましては、現在宇和島自動の路線になっておりますので、宇和島自動と協議がございまして、ちょっと難しいなということで、現在運行しておりません。

それと、国遠方面を回すことにつきましても、検討はさせていただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、1便当たり53分から54分かかりますので、国遠を回りますと、当然1時間以上の時間がかかりますので、現在の1便ではなかなかちょっと難しいのかなというふうに考えております。今後、やるとすれば、もう1便、もう1台増やして、運転手さんをかまえて2便体制でやることが必要なのではないかとということで、現在のところ、1便で対応させていただいたらというふうに考えます。

○町長（兵頭誠亀君）

追加をさせていただきます。

協議の内容については、振興課長の話のとおりでございます。もう一つ、この循環線を立ち上げた目的というのは、1つは、大きな目的というのが、北宇和病院というものを中心に考える、北宇和病院にお越しの方々が町内のスーパーなり、ほかの病院なりというところを回れるようにということが1つの目的でありました。北宇和病院にバスで来られた方がその便がないということで、今福原議員さんの御質問も同じなんですけれども、国遠を回すことについても悪いことではないと思っているわけでありまして、国遠を回すのであれば、近永の町なか以外の周辺地域、芝、永野市、中野川あたりの分を同じように考えていかなければならないだろうと。そこらも考慮して、1つの目的達成といいますか、北宇和病院の経営も含めたバスの運行であったということもお含みいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（2）については了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、(3)について再質問はありますか。

○2番(中山定則君)

住民アンケート、どういう形で実施されたか、その詳細についてと、先ほどニーズについては3点ほど言われましたが、それに対してどのように施策を展開していくのかについて質問します。

○町長(兵頭誠亀君)

どのようにして、また、これからの施策の展開、2点について企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

まず、アンケートの調査をどのようにしたのかということなんですけども、公共交通計画策定網をつくる際に対象者1,000人ですかね。そういった方を対象にアンケートをとらせていただいた結果を先ほど申し上げたところでございます。当然、中山議員も鬼北町地域公共交通網形成計画を見られて質問をされとるというふうに思いますけれども、その82ページに、公共交通網地域に対してどのような対策を講じる必要があるかというふうな質問をされた際の先ほどの答えがニーズでございます。町長のほうが答弁ありましたように、町が財政を投入して、小型バスやタクシーを導入すること、高齢者に対してタクシー補助券を発行すること、住民ボランティアに送迎の仕組みをつくることというふうなことでアンケートがございました。

アンケートにつきましては、実施をするというふうなことで9月か、12月に私答弁させていただいておりますけども、当然中山議員も役場を経験されて、御経験あると思うんですけども、計画をする際には、やっぱりそのときの社会情勢、財政状況、また住民の意見等をもとに計画を立て、実施に移すというふうになるということは、御存じのとおりだと思いますけれども、そういったことで計画をしておりましたけども、住民のニーズに応えるためには、やはり直接地域に入ったほうがいいというふうなことで、アンケートを取りやめまして、愛治地域を今回モデルにしようというふうなことで入らせていただきました。

昨年と今年の1月の上旬、下旬でしたかね。2回入らせていただいて、先ほどのニーズに応えるべき対応するにはどうしたらいいかということで説明会をし、まず1つの住民ボランティアに送迎の仕組みを考えようというふうなことで、以前、久万高原町の話させていただいたと思いますけれども、住民協働による住民運送、そういった取り組みが愛治地区ではできませんかというふうなことで、ニーズに応えるべく対応していただくよう、区長、組長、地域の方を集めて御説明をし、1月には、区長

さんに再度説明をさせていただいて、3月の末に愛治、5部落あるんですけども、それぞれの部落集会で住民輸送の件についてを諮っていただくというふうなことで、今現在進んでおります。

ですから、今後、そういった賛否を問いまして、令和2年、そういった今のニーズに応えるべく対応できるような施策を講じておりますので、御理解いただいたらというふうに思います。

○2番（中山定則君）

私がこの質問をしたのは、計画の189ページ、公共交通網空白地域を中心とした住民ヒアリングの実施、これをしないのかについて質問をしたときに、住民ヒアリングの実施ではなくて、アンケートをとっていくんだという回答だったと思います。今言われた。それで、アンケートをとろうとしたが、結局地域に入ったほうがいいんだということで、愛治地区に入って、今御回答いただいたとおりなんですが、私の質問をしたかったのは、愛治地区に入られたのはいいと思いますが、あと対象地域としては、下大野、小松、川上、小倉、上鍵山、父野川中、父野川下、北川などあるわけなんで、愛治地区に入って細かくやっていくという進め方、各地区ごとに入っていった進めるやり方なのか、それではなかなか時間もかかるんじゃないかと思うんですが、その点について質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

地域振興課長との協議の中、私が愛治に入ってくれと指示を出した要因としましては、愛治地域のほうには、宇和島自動が通らなくなった後に、町営バスを運行している。もしこの町営バスというものが、愛治地域の方々が公共交通ということじゃなく、住民のボランティアによる送迎の仕組み、町内でも一番組織といますか、自治組織、コミュニティ組織がしっかりしている愛治であれば、何とかそこらあたりで久万高原のような先進地のようにやっていただけるんじゃないかな、そのような思いを込めて今提案をさせていただいておる、そうなってきたときに、三島においては、一緒に同時に、また近永の西部のほうにもということも地域振興課長にも話はしたんですけども、話をするとき、もし三島であれば、三島のほうは宇和島自動が入っている、本当に下大野の山田、それからたねのほうにいらっしゃる方は、本当は三島診療所、または北宇和病院、宇和島のほうに行きたい、そういう方に三島の小松まで、また下大野の中心まで送ってくるような交通体系が本当にいいのかどうかというものも中に入っていかなければならない。そのときの話の材料として、もし愛治地域のほうでバスが必要なくなった場合には、そのバスをこちらのほうに持っていきますよというふ

うな提案もできるという引き出しを1つ持っていくということを少しタイムラグが生じますけども、やってみたかったなというところであります。

もしそこらあたりが可能であれば、その話も一緒にでき、バスが一個あればこういうふうな状況もできますよとか、そういうふうなものの分を協議をさせていただきな。もちろん三島のほうの中に入るのに、いろんな口頭ではいろんな方に御質問はさせていただいておりますし、それから、時を見てですね、牛野川地域の方にも私も話を伺っておりますけども、やっぱり牛野川のバス停まで送ってもろても困るんじやというふうな話もありまして、本当にそこは難しい状況ですね、宇和島自動との協議が、なお細かい協議が必要になってきょうかなというのが現状でありますことを御理解いただきたいなと思います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

各施策P D C Aサイクルでの考え方で推進しているということなんですが、タクシー補助券の交付について、これ日吉地区で約2年間の実施だったと思うんですが、目標に対する達成の評価はどうなっているのか。そこから見えた課題、問題点の整理、そして計画にある他地区に広げていく、この件についてどうなのかにについて質問します。

なお、予算等見ますと、平成30年度福祉タクシー助成金予算165万、決算額54万円、平成31年度福祉タクシー等助成金当初予算1,897万5,000円、令和2年度、今度提案される分については、福祉タクシー助成金ではなくて、福祉タクシー補助金として当初予算240万円を計上予定されています。

そういう中に、このP D C Aサイクルの考え方でされたということなんですが、今言った質問に御回答をお願いします。

それと、近永循環線について、計画して、計画の段階、Pの段階で利用者の実人数、どれだけの方が利用する予定、どれだけの方が週1回なのか、毎日なのか、そういうことを試験運行の中で把握されて試験運行されたと思うんですが、その後、5月本格運行に入った。そして、その結果は計画どおりであったかどうか、目標に対する達成

度評価はどうであったのか、その辺についても再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

何分質問が多かったので、全て答えられるか、1回で答えられるかちょっとわかりませんので、答えられなかったら、また御質問いただいたらと思いますけど、まず日吉の福祉タクシーの交付に対して、計画どおり実施しているのかという話ですけれども、昨年が39名、それは一番最初ですね、今のところ、令和元年度が41名というふうなことで、人数的には計画どおり進んでおります。ただ、対象者につきましては、まだおられますけれども、申請がなかったというふうなことで計画どおり進んでおります。

あと165万に対して50万の支出があったというふうなことですけれども、一応交付は165万しておりますけれども、使用金額は令和元年によりますと、48万5,500円ということで、今のところ執行率といいますか、利用率は29%、昨年度につきましても、ほぼ執行率といいますか、利用率は30%でした。当然そのタクシー補助券はあくまでも500円券、1,000円券、1,500円券というふうなことで、距離によって分けておりますので、タクシーに乗ると当然自分の自腹も切らなきゃいけませんので、それによってタクシー補助券は交付をして申請をしてもらっているけど、なかなかタクシーは利用されていないというふうな現状があるのではないかというふうに思います。

あともう1点、今年の予算1,800万近くの予算を立てておったけども、来年度は補助金になつとるという点でありますけれども、これにつきましては、今年愛治・三島地区を対象に補助タクシーを交付するというふうなことで考えておりましたけども、今回、今年度につきましては、それは見送りをいたしまして、来年度以降、先ほど愛治地区につきましては、補助タクシーじゃなしに住民輸送のほうに切りかえてはどうだろうかというふうなことで、PDCAのサイクルのもとにそういった計画を立て直したということでございます。

あと循環線の目標値を試験運行でしたかね、でやった段階で立てていたかというふうなことなんですけども、当然試験運行はあくまでも実証試験をさせていただいて、どれだけの方が乗られるのかなというふうなことを推定させていただいて、実行に移すというふうなことで考えておりましたので、昨年ちょっと数値を御説明しますと、循環線バスは乗車人数が5月から、今のところ平均で約200名の方が毎月乗って

ただいております。これにつきましては、昨年の試験運行とほとんど変わっておりませんが、1日当たり19人が最高でございます、当然ゼロ人の日もありますが、それは土曜日とか、雨の日とか、そういったときに使われてないのかなというふうに推定はいたしますけれども、今のところ一番最高が19人、そういった形で年間を通して循環バスについても御利用いただいておりますというふうなことでございます。

あとPDCAサイクルをやっているのかというふうなものなんですけれども、先ほど中山議員が言われましたように、Plan、Do、Catch、Actionですかね、計画を立て実施して、チェックをして、改善するというふうなことで循環線バスにつきましても、もともと15の駅でございましたが、そういった要望がございまして、今役場から北宇和病院まで最初はあったんですけれども、町なかの人がバス停が欲しいというふうなことでございましたので、新たに栄町高田商店前の駐車場をお借りまして、栄町のバス停を増やしました。そういったことで要望によって計画を改善しているというふうなことで御理解をいただいたらと思います。

以上、ちょっとほか質問があったかどうか、ちょっと覚えてないんで、以上でございます。

○2番（中山定則君）

近永循環線について計画では実人数何人ですか。今言われたのは、実際の実績、何人ですか。今、何名の方が実際に利用されているか。毎月200名利用が、1日19人、その19人の方は同じ方が2回は乗られて、延べにはなっていないと思うんですが、だから近永循環線を利用されている方、大体50人なのか、100人なのか、利用を1回でもされた方は、その辺把握されているかどうか。その辺計画されて運行されたのかどうか、把握され、計画され、試験運行をやられたときの状況で計画をされたと思うんですが、その辺想定を50人、この循環線を利用される、50人がどれぐらい利用されるという計画を立てなかったかどうか、その辺について再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

どれだけの方が利用をされているかというのについては、大変申し訳ないですけど、把握をしておりません。乗車人数の分は先ほど申し上げただけで、延べの人数が月200人ということで、例えば50人の方が4回利用して200人というふうなことで、例えば答弁させていただいたらよろしいんでしょうけども、現在何人の方が利

用されているということにつきましては、把握をしておりませんので、今後、そういったアンケートをとりながら把握をさせていただきたいというふうに考えてます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

1番の最後の質問というか、基本計画、PDCAサイクル、担当課のみで計画、評価されているのなら、ちょっと範囲を広げるとか、専門的なアドバイスを受けるとか、企画振興課だけが中心となってやっていると思われるんですが、その辺ちょっとこの計画を推進するに当たっては、外部からの意見とか、内部のプロジェクトとか、そういう形での推進をされたらどうかと提案してこの質問を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

答弁は要りますか。

○2番（中山定則君）

要りません。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問2、庁舎各課の配置等について質問します。

現在、役場各課は、保健介護課、教育課を除いて、改修、新築された施設内にあります。来年、防災拠点施設が完成する機会に、庁舎各課の配置等について検討する考えはないか、7点質問します。

1点目、現在入札は、中央公民館、近永公民館などで行われているようですが、本庁に固定の入札室及び閲覧室を設置することはできないか質問します。

2点目、広見保健センター1階にある保健介護課は、介護保険係、保健係、地域包括支援センター、町民病院係で、22名の職員が執務されているようです。組織・機構、事務事業の整理等で職員数に見合う適正なスペースの執務室にできないか、質問します。

3点目、本庁1階に、納税相談等のためのプライバシー保護に配慮した相談室を設置することはできないか質問します。

4点目、別館町民ホールは、町民ホールとして利用されていないのであれば、移動、または廃止の検討はできないか質問します。

5点目、別館相談室を明るくし、相談室として利用できるようにすることはできないか質問します。

6点目、現在、総合案内窓口として本庁玄関エントランスホールに机を置き、職員を輪番制で配置しています。総合案内は、鬼北町庁舎では、執務中の職員で対応可能であることから廃止し、すっきりした玄関エントランスホールとすることはできないか質問します。

7点目、この機会に、再度、庁舎内の整理整頓、案内表示の確認、職員の身だしなみ・接遇マナーをチェックして、庁舎に来られた方が気持ちよく要件を済ませることができるようにすることについて質問します。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の庁舎各課の配置等についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本庁に固定の入札室及び閲覧室を設置することの御質問についてありますが、入札会場として推奨できる環境というのは、落ちついた雰囲気は確保されており、発注者と応札業者、さらに、応札業者同士の間の距離が近過ぎない十分な広さが確保されている必要があると考えております。また、機密性の高い入札行為を行う会場といたしましては、部屋として独立した環境が望ましいと考えておりますし、入札会場のほかに応札業者の待機する控室も必要であることから、庁舎本館内に入札室を設置することは、現在の部屋の配置、建物構造の点からも難しいと考えております。

また、閲覧室におきましては、副町長室横のオープンスペースに閲覧台を設置、活用しており、現在は従来の紙の設計書とあわせて電子データによる設計書についてもCD-ROMで貸し出しを行うなどし、閲覧に来られたお客様が混雑することのないように努めております。

なお現在、会場として利用しております近永公民館につきましても、地区公民館の利用者の方が御不便を来たさないよう配慮し、時には中央公民館で入札を実施しているところでもあります。

公共施設総合管理計画における今後の公共施設の集約や複合化などが問われる中、既存施設の各部屋の使われていない時間帯にそのスペースを有効活用し、稼働率の向

上を図ることも重要だと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の広見保健センター1階の保健介護課の執務室についての御質問であります。平成27年度に庁舎改修工事を終えまして、平成28年度に行った組織機構の見直しにより、それまで保健センター内に配置しておりました社会福祉係を本館内に配置換えしたところでもあります。以前は、本館でお客様に、年金、保険等の手続を済ませていただいた後、保健センターまで移動していただき、社会福祉の手続を行っていただくという御不便をおかけしておりましたが、密接に関係のある社会福祉業務を本館内で一緒に済ませられるよう、行政サービスの向上を図ったものであります。

その際、職員も本館に移動しており、保健センター内の職員数は、以前と比較しても減少しておりますので、多少余裕のある職場環境となったものと認識しておりますが、限られたキャパシティ内で、いかに効率よく行政サービスを提供するかという点で至った判断であります。

組織機構の見直しにつきましては、行政サービスの向上を念頭に置いて、柔軟に対応すべきであると認識しておりますので、今後におきましても、国の制度改正等による事務事業の変動も含めまして、その時代の流れに対応できる組織機構になるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のプライバシー保護に配慮した相談室の設置についての御質問と、5点目の相談室として利用できるようにする件につきましては、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

現在、窓口に来られたお客様に対しまして、仕切りのあるプライバシーに配慮したカウンターで接客対応しているところでもあります。1階フロアに別室を構える件につきましては、別室に案内される様子を周囲のお客様に見られることに抵抗感を持たれる方もおられるのではないかとといった配慮もあり、特別な場合以外は、カウンターで御案内させていただく等の対応をとらせていただいているところでもあります。

また、別館の相談室に関しましては、平成30年7月豪雨災害の災害復旧事業に関して膨大な書類が作成され、現在は防災拠点施設が完成し、別館の危機管理係が移転した際には、そのスペースに書類等を収納することとあわせて、相談室の効果的な利用について取り組んでいきたいと考えております。

次に、4点目の町民ホールの移動、または廃止についての御質問であります。町民ホールは開放された空間として設置されている場所ですので、現在、利用しておりますように、住民の方や関係機関との打ち合わせ等に継続して活用する方向で考えて

おります。

次に、6点目の総合案内窓口を廃止する考えはないかとの御質問であります。町民の皆様からも大変うれしい評価をいただいていることもあり、平成30年第2回定例会で、中山議員の御質問に対して答弁いたしましたとおり、現在のところ廃止するという考えはございません。この庁舎の規模では、総合案内は不必要という御意見がありますが、役場に頻繁に来庁される町民の方は、ごく少数であると考えており、ほとんどの方がめったに来ない、または数年、数十年ぶりに来庁される例が多いのではないかと推察いたしております。そのようなさまざまな不安を抱えて来庁されているお客様に対して、総合案内の職員が、笑顔で住民の目線に立って対応し、安心して目的の箇所に御案内できるよう、おもてなしの精神を養うと同時に、接遇能力向上を図る最も有効的な研さんの場としても位置づけており、継続して実施したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、7点目の庁舎内の整理整頓、案内表示の確認、職員の身だしなみ・接遇マナーのチェックについての御質問にお答えいたします。

町におきましては、職員の身だしなみや、接遇等の基本的マナーを冊子にして職員に周知しているところでありますが、これは平成26年2月に行われた、行政サービス向上プロジェクトによる職員研修会で、職員から出された意見を行政サービス向上プロジェクトチーム及び接遇マニュアル作成検討委員会のメンバー12人が、鬼北に金棒おもてなしマニュアルをといた形で、編集、発行したものであります。

このマニュアルには、基本となるコンセプト、庁内環境、身だしなみ、表情・態度、挨拶・おじぎ、言葉づかい・話し方・聞き方、取り次ぎ・案内、内容説明、苦情対応、電話対応、いろいろなマナーといったようなものを作成して、細かな対応方法等をまとめて冊子にしております。

中山議員がおっしゃるとおり、服装につきましては、制服を支給してそろえることはいたしておりませんので、やや自由な感じを受けられるのではないかと考えておりますが、公務員らしい服装での勤務について、再度検討するとともに、御指摘をいただきましたほかの事項につきましても、随時点検し、職員研修を行い、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

入札室、全体を見直すに当たって、本庁2階の会議室を入札室、オープンミーティングのスペースを閲覧ということも考えますし、防災拠点施設の大会議室になるんですかね、そのスペースを通常は利用がないと想像されますが、そこでも入札可能ではないかと思います。

それで、やはり本庁内に入札室という部屋をほかで使うとしても入札はこの部屋でするという部屋をつくれたほうがいいんじゃないかと思いますので、これについて再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの御質問について、副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

ただいまの中山議員の御質問にお答えします。

先ほど町長が答弁したとおりでありますけれども、基本的に入札というのは、機密性があること、それと十分なスペースがあること、それが要件として考えられると思いますが、先ほど中山議員が言われました2階の会議室、またオープンスペースにつきましても、現在のような広さの状況でありまして、入札によりますと、少ないときでも十数人、多いときには40人から50人ぐらいの業者さんが集まられます。そういったことで、2階のスペースを使うことは、まず無理であろうということ、それと防災拠点施設につきましても、片一方は、危機管理室の事務室として考えております。そういったことで、プライバシー、そこにはもちろん一般の住民の方もお見えになるということを考えますと、入札の機密性といいますか、秘密性というか、そういった点でも、なかなか担保できないかなということ。それと、もう一つは、入札に来られた方の控室がとれないということで、現実的には無理ではないかというふうに考えております。

それと、先ほど町長が申し上げましたとおり、あいている部屋を有効に活用すること、これも当然に考える必要があると思いますので、そういったことで現在行っているように、近永公民館の大会議室であったり、中央公民館の3階の会議室であったり、そういったところを有効活用しながら、今後もやっていくのがいいのかなというふうに現在のところは思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

広見保健センター1階にある保健介護課については、22名程度ですか、今おられまして、狭いと思います。それで、相談スペース、健康相談あるいはいろいろな各種申請等に来られた方について、入り口の右側でちょっとしたスペースがあるんですが、そこだともう話は全体にある程度聞こえますし、特にそういう相談業務も多い部署だと思います。その辺の検討も必要やないかと思います。

それで、全面的に保健介護課案として、保健介護課は保健係だけセンターに入って、あと全体的な今回庁舎広がりますので、その辺での見直しの検討ができないかについて、あわせて質問します。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

まず最初に、質問のあった相談室の件ですけれど、確かに今は入った入り口の右横の、まあ言うたらオープン的になった場所に対応しておりますけれど、施政方針でも今度町長のほうから説明がありますけれど、4月から子育て世代包括支援センターを設置することとしております。そのために今出たようなプライベートな、プライバシーを守らなければならないような相談があると想定されることから、1階部分の倉庫としていた場所を、プライベートをまあ言うたら会話を遮断するような場所を設定しまして、開始運用に設定しまして、相談室として開放するようにしています。

用途としては、子育て世代の包括支援センターですが、子育てに用する相談室とはしておりますけれど、毎日随時その部屋をそれだけに使うような見込みはありませんので、あいたときには、介護関係とか、それから包括の関係とかの相談もその部屋を使用したいと考えております。

それから、係の再編については、私も昨年4月に着任してやっと1年がたとうとしているところですが、やっぱり包括、介護保険、それから保健係にしても、それぞれの係ではありますけれど、業務をする上で、町民に対して包括と保健係が一緒になって話さないといけない場合、介護と包括が話して相談に乗らないといけない場合、いろい

るなケースを私は目の前にしています。そういった状況を考えると、私も手狭なのは十分原課の課長でありますから、承知しておるわけですが、職員に対しても狭い部署であるけれど、やっぱり住民に対してのサービス向上のためには、必要な配置だというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○2番（中山定則君）

中山議員、了承ですか。よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

本庁1階の町民生活課受付ということで、仕切りで相談等を受けているわけですが、先ほども言いましたように、プライバシーに配慮した形が、どうしても隣に声も聞こえますし、いろいろ問題、声も聞こえると思いますので、相談室を何とか検討していただきたいと思います。

もう時間もなくなったので、答弁は要りません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（4）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

実際問題として、町民ホールだから町民の方がそこで談話したりという形で想定をして設置されたと思うんですが、現状はほとんど使われてないと思います。それで、今回の形で町民ホールスペース、そこら辺も含めて、別館のあり方についても検討いただいたらと思います。これは答弁要りません。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（5）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

5については、入り口だけ明るくて、あと横に窓等がないので、やはり今のまま相談室として利用するのは、ちょっとどうかと思います。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（6）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

6の総合案内窓口、先ほど言いました30年6月にも同じ質問をしたわけですが、

とにかくすっきりした玄関ホール、入って広くないと思います。入ったら真っすぐ行くか、別館に行くか、2階に上がるか、右に行くかしか考えられない建物になっております、狭い、それだからすっきりした窓口にさせていただきたいと思います。

町長のほうからは、町民からうれしい評価をいただいているということですが、私が聞くところによりますと、案内係の職員に声をかけないといけないのかとか、目的の場所はわかっているのにとか、案内係の方が、職員がパソコンを見て仕事をしているといった声で要らないという声のほうを多く聞きます。

それと、この質問では、国登録有形文化財である鬼北庁舎、もう美観からいっても、人の流れからいっても、もうすっきりした玄関ホールにすべきだと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁要りますか。

○2番（中山定則君）

要りません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい、最後。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（7）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

あります。庁舎に来られた方が気持ちよく用件を済ますかということなんで、整理整頓するということですが、特に目にかかるのは、別館に災害いろいろある等なので、現場用の長靴が廊下にずらっと並んでいたり、そういうところに目が行きます。それと前にも提案したんですが、玄関エントランスホールにはつり下げ表示ができると思います。それぞれの対応。それと、身だしなみ・接遇マナーについては、内部評価、外部評価、特に外部評価について検討すべきではないかと思いますが、これについては、答弁をお願いします。時間はありませんが、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

中山議員の今の御質問であります、基本的に、先ほど町長がお答えしましたように、総合窓口につきましては、私はめったに来られない人、初めて来られた人、やっぱりそういう方にとっては、非常にありがたいんじゃないかなと思います。先日も私ちょうど昼休み、あそこを歩いてましたら、電化製品を捨てるにはどこに行ったらいいんやろうという方が来られました。私が役場の職員ということは、当然わかったわけでしょうけど、そういったことで案内をしたら、当然お礼を言っていただきましたけども、そういった意味でも、やっぱり誰かがあそこにおいて案内をする人が必要じゃないかなというふうに思います。

また、評価につきましては、当然先ほど町長の答弁の中には、うれしい評価をいただいたということもありましたが、それは行政改革推進審議会、一般の住民の方が委員になっていただいていますけども、そういった中での評価でありまして、またほかにもそういった御意見を聞ける機会がありましたら、そういったことで努めていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、中山定則議員の質問を終わります。

次に、9番程内議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

程内議員、質問1についての質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

9番、程内覺です。

先に通告をしておりました2点について一般質問を行います。

まず、はじめに、質問1といたしまして、近永アルコール跡地についてを質問します。

近永アルコール跡地約5万7,000平米のうち、平成20年4月から宅地分譲をされ、第1期、第2期、第3期の分譲を経て、令和元年9月25日をもって完売をされた。そこで跡地の利用について問います。

(1) 町内では、過疎また核家族化、浄化槽設置問題等で宅地を求めている方々もいると聞かすが、残地約2万3,900平米について、再び宅地分譲する考えはないか問う。

(2) 若者が安心して働くことのできる職場づくりを、誘致を含めてこの地ででき

ないか問う。

(3) 残地については、町民の関心も高いと考えるが、活用についての考えはないか問う。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第1番目の近永アルコール工場跡地についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の残地について、再び宅地分譲する考えはないかとの御質問であります。平成18年3月6日付でいただいております、近永アルコール工場跡地活用検討委員会の答申書の計画図案に、住宅用地、商工業用地、公共用地について、各用地の規模・配置・設置施設等が記述されており、それに基づき、工場跡地の一部をニュータウン鬼北の里として、第3期分譲地造成まで実施し、令和元年9月末に、66区画が完売したところであります。残りの将来用地の活用につきましては、基本計画に基づき進めていく方針であります。

次に、2点目の若者が安心して働くことのできる職場づくりを、誘致も含めてこの地でできないか問うとの質問であります。愛媛県との連携も含め、今年も数件の問い合わせがあり、用地の紹介等を行うなど、企業誘致の目的達成のため、鋭意取り組んでおりますが、なかなか誘致決定には至らず、現時点では、具体的なお話をする状況には至っておりません。議員各位におかれましても、さまざまな情報などをいただき、御協力賜りますようお願いする次第でございます。

次に、3点目の残地については、町民の関心も高いと考えるが、活用についての考えはないか問うとの御質問であります。造成当初の住民の意見集約では、「企業・工場の誘致による若者の就労の場づくり」を、また「人口の増加対策を目指した分譲住宅団地」を、また「イベント・コンサート・講演会ができる文化施設や図書館、スポーツ施設」を、さらに「庁舎、その他の公共施設」を、そして「自然公園、緑地公園など自然を満喫できる公園」「ショッピングモール、映画館、遊園地などの観光・レジャー施設」を、なお、さらに「老人ホーム、宅老所、託児所、学童保育などの福祉施設」を、「大学、短大、専門学校などの学校誘致」という幅広い内容でありました。反面、住民の皆様からは、「将来に財政負担をもたらす施設はつくるべきではない」、「よそでは箱物は失敗しており、箱物は要らない」といった御意見もいただいております。

このことを受けまして、近永アルコール工場跡地活用検討委員会からの答申の基本計画に基づき、住宅用地を造成し、完売したところでありますが、残りの土地につきましては、商工業用地及び公共用地の2つのゾーンに分けて、現在協議を進めているところであります。

公共用地につきまして、以前、程内議員から、多目的全天候型スポーツ施設などの整備についても御提言を受けておりましたが、今年度、鬼北総合公園が広域事務組合から鬼北町へ移譲されたことから、スポーツ施設については、鬼北総合公園と一体となった整備を行うのが最善ではないかと考えております。

議員御指摘のように、宅地分譲も需要があることも存じておりますが、逆に町なかの貴重な幅広いエリアはそう簡単には手に入りません。程内議員の1つの御提案のように、町なかの大きなエリアとして必要な施策に供することは必要なのではないかと考えております。

このような経緯の中で、町におきましては、現在児童数の減少する一方で、子育て世代への支援策を計画し、これまで以上のサービスを展開するために、マンパワー不足を解消する中で、町内の保育所の統合、再編も視野に入れ計画しておりますが、保育所統合後の新たな保育所を工場跡地に建設し、その新たな保育所を中心として子育て支援施設、公園、住民交流施設等を盛り込んだ複合施設を建設したいと考えているところであります。

現在、担当課を中心として先進地視察を行うとともに、資料を収集し、協議・検討を進めているところでありますが、町民の十分な理解を得て、町民から喜ばれるような夢と希望を持てるような利用計画を立てることで、地域の活性化につなげていきたいと考えているところでありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、程内議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

今の町長の答弁によると、目的が達成されたということで、もうこの宅地分譲については、もうこの地ではしないということによろしいのでしょうか。また、なかなか物を売るといことは、大変な行為で、完売されたということに対し、関係者の皆さんの御苦勞に敬意を表して質問をしたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまお話がありましたように、本当にいろんな方々に御協力いただきまして、66戸が完売したことににつきまして、本当に御礼申し上げます。

それと、今程内議員さんのほうから、住宅分譲というものについての目的が達成されたというふうな認識でおるのではないかとということだったんですけども、宅地分譲についての目的達成ということは、もちろん考えてはおりません。もちろん先ほどの一番はじめの御質問にあったような、なかなか住宅用地が確保できないというような悩みを持っていらっしゃる方がおることも当然でありましょうし、ただ、答弁させていただきましたように、町なかのあれほど大きなエリアを今後なかなか確保できないだろうということを考えますと、どうしても町として1つのプランを実施する手段として、あの土地を活用させていただきたいということが、私が一番思っているところでありまして、御理解いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

先般、議長の配慮もありまして、商工会と議会との懇談会が持たれました。その中で、商工会の出席された方から、20代、30代の若い人がいないと。これからの鬼北町をすごく心配をされていた方もおられました。今、2月末の人口で鬼北町が1万129人だそうです。それで、20歳代が489人、30歳代が727人、40代が1,058人と働き盛りの人が鬼北町には非常に少ない。これではなかなかこの先、鬼北町もいろんなことをするにおいても、かなり心配なことが多いんじゃないかと思いますが、そういった面でも、今の跡地、町長が言われたように、広い敷地を確保するのも確かに必要かと思いますが、来たいような企業があったりとかするようなことはないんやろか。もし、そういうことがあったら、やっぱり積極的に誘致活動をするなりして、若い人の生活拠点をやっぱり拡充して、今後、鬼北町を担ってもらう人材を育てるということも大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

誘致の内容の部分については、この後、企画課長から答弁をさせますけども、程内議員さんがおっしゃられた、若者が働く職場という点での危惧というものについては、

私も十分持っております、それに対する克服として、1つの施策として、北宇和高校の生徒さんを取り込んだまちづくりというものも1つやっていきたいということで、そこについて昨年からソフト事業を取り組んでいるところであります。これを来年度、またその考え方というものを中学生、そこらあたりにも徹底していきたいな、そのようなソフト事業、中学生、高校生を取り込んだまちづくりというものに対する、先日キャリアスクール、キャリアアップセミナーというものを実施をしたところであります。企業誘致の状況につきまして、企画課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

企業誘致の関係でございますけれども、先ほど町長のほうから答弁もありましたように、昨年2件余りの問い合わせがございました。それは1件は、県を通じてでありますけれども、金型をつくりたいというふうなところでございました。その業者の要望は、程内議員が申されましたように、若い方を雇いたいというふうなことで、北宇和高校生の就職先の動向を聞かれまして、そういった高校生が年間どれだけの方が就職し、また、どれだけの方が進学をし、どれだけの方がUターンされておるかというふうな状況も聞かれましたので、そういった状況も踏まえてお伝えをしましたが、やはり交通の便とか、そういった面も踏まえた上で、その業者は高知のほうに行かれたというふうなことで、残念ながら鬼北のほうには誘致はできませんでした。

今後、先ほど御質問にもありましたように、やっぱり雇用が生まれる業種というものを当然誘致するべきだというふうに考えておりますので、そういったところがあれば、企業立地御案内というふうなことで、今現在アルコール跡地と三島のグラウンド跡地を企業誘致場所に設定しておりますけれども、そういったところを全面的に押して進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、（2）については了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、程内議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

今、町長の答弁で保育園を含めた複合施設をつくりたいというような答弁をいただきましたが、これについては、いつごろからそういった計画づくりをされて、いつご

ろにそういった思いが届いて完成するののかというのと、それと、本日の議案の第10号にもあるように、ニュータウン鬼北の里の条例を改正するといったようなことがあるようですが、今後、活用していく中で、この条例改正をして大丈夫なのか、また今後、条例改正すれば一般会計での運用になるかと思うんですが、その中でどのような管理をしていく考えなのかをお尋ねします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

条例の中身につきまして、改正の中身につきまして、後で企画課長のほうから答弁をさせます。

まず、保育所の分なんですけども、これはさくら保育所以外の保育所について、耐震が整っていないという状況がありまして、これから先、なるべく早く随時解消していかなきゃならない状況というものがありませんでした。それと、現在、やはり今の居残り保育の時間とか、土日にも保育をしてほしいとか、それから、障がい児をもっともっと十分対応してほしいとか、いろんな子育て支援、子育て世代の方々の要望がございまして、それに全部対応しきれてないという状況がありまして、これを何とかカバーしたいという思いがありまして、そのためには、ある程度の保育所の統合もやむを得ないのではないかなというふうな考えを持っております。

私は、一番大切なのは、子育てをしているお母さん、父さん方をどのようにバックアップできるか、その思いをいかに早くお伝えできるかということだと思っております。その部分を現在保育所を通じてどのような子育て支援の辛さ、困難さがあるかというふうなアンケートを担当課のほうから保護者のほうにしてですね、それを取りまとめて、その内容に基づいて、1つの方向性というものを青写真として現在お示しをしておるところであります。

これから、来年度早速にですね、それぞれの地域に入ってこのような計画を持っているからというところを随時お示しをさせていただきたいなと思っております。もちろんその中には、いろいろと賛成ばかりの意見ではないと思っておりますけども、町行政側の方向として1つ協力していただきたいという立つ位置での形になろうかと思っております。

その根拠としまして、1つは、先ほど申し上げましたサービスの向上ということがあるんですけども、逆に今の7つの保育所でそのサービスを向上させていこうとするならば、今以上のマンパワーが必要なんですけども、現在でもそのマンパワーが不

足し、例えば職員採用、または臨時雇員の補強にしましても、必要に確保できるものが本当に今ぎりぎりな状態でありまして、この状況で、例えば7時までの居残りとか、土日の保育をしようと思っても、それが回らない。そこに国が示しております働き方改革というものを考えますと、どうしてもそれが難しいということを考えますと、ある程度の今までに地域に特化した保育行政というもののサービスの展開というものを、サービスそのものの転換に移すときなのではないかな。

ちなみに、国の普通交付税として保育所に入ってくるお金が、児童措置費として1億1,000万前後であります。それに対しまして、鬼北町のほうで保育所措置として必要な経費が今3億円あります。これは今までの先輩方が各地域の農家のお母さん方、お父さん方を守るべく地域に保育所を確保して、近いところで子どもたちを保育し、安心というものでサービスを提供していた。この形というものは、今までに敬意をしなければなりませんけども、ただ、そのはね返りとして、全国と同じような自治体、人口規模での7つの保育所というのは、少し保育所の設置数が多いのが比較としては多いわけでありまして。そこをマンパワーとして今の保育所の先生方、臨時の先生方も含めて、ある程度ギュッと絞った中でサービスを、認定こども園も含めてサービスを展開するべきじゃないかなというのが私の考えであります。

それと、条例を廃止した後の一般会計との確保というところなんですけども、計画における住宅分譲地のエリアというものが、先ほど議員さん御指摘のとおり5万7,000平米でありまして、一番はじめに住宅を造成するという、宅地分譲するといった考えは、その当時、3億8,000万のその負債、その当時、ある代議士の先生、また松浦町長が苦勞して、3億8,000万で新エネルギー総合開発機構から確保したその土地の価格3億8,000万は、ある程度の負債であったわけでありまして。その負債の3億8,000万を土地を分譲し、また土地と土地の間の道路、水路というものを整備していき、その分として、ハード整備としてある程度の国庫補助、また有利な起債を借りて十分整備をしていけば、その半分ほどの住宅造成、またインフラ整備をすれば、3億8,000万、全体の土地の部分が確保できるというふうな、一方で、全国の若い御夫婦を呼び寄せようという攻めの施策の一方で、守りの政策、その3億8,000万円を何とか返上しなければならないという守りの施策があったわけでありまして、それが今現在15年前の提案の中からですね、その分が今ようやく確保できて、現在の今から将来用地につきましては、その負債がなくなっておるという状況がありまして、この分については、一般会計といいますか、今から行政としてどのようなことに対応していくかということを考える上で、1つの自由な土地として、

今からは議員さんのほうに御提案をさせていただきたいなという思いで一般会計のほうで管理したいというふうに思ったわけであります。

それでは、条例の改正について企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

もう全て町長がしゃべられたので、私のほうから特別ないんですけど、議案の第10号、特別会計の廃止を提案するという事で上げらせていただいております。そのときに御説明をさせていただく予定でございましたけれども、今町長が御説明しましたように、特別会計はその事業歳入をもって歳出に企てるというふうなことで、一般会計と区別をするというふうなものでできた会計でございますが、特別会計においては、ニュータウンにおいては、造成地66区画を売った歳入をもって起債の返還、それから造成地を売るためのPR、要は、新聞・テレビ・雑誌等の広告費用、それと、あと清掃・除草作業の維持管理費に充てておりましたけれども、先ほど町長申し上げましたように、起債につきましては、昨年11月、3,700万ほどありましたけれども、全て繰上償還させていただいて完済しております。

今後は、収入が見込まれないということで、今後の維持管理につきましては、残った子ども広場、あと多目的広場は5区画あるわけですが、その除草・清掃作業をやる予定としております。それにつきましては、担当のほうで、地域の区長さんとお話し合いをしていただいて、地域にかけていただいて、来年、管理委託料というふうなことでやっていただくということで内諾をいただいておりますので、一般会計に計上させていただいております。

あと来年4月から、人材バンク、シルバー人材ができますので、そういった方々も活用して管理をしていただくというふうなことで一般会計に上げておまして、今後残るのは、先ほど言いました多目的広場の5区画の歳入、これにつきましても170万程度でございますので、それは財産収入のほうで受け入れるようにしておりますし、軽微なものについては、一般管理費の委託料に組んでおりますので、今後、特別会計を使ってやる分については、支障がないというふうな判断のもと、今回廃止をさせていただいて、一般会計で対応するという事で提案をさせていただくものでございますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

町長のほうから、丁寧な答弁をいただきましたが、保育園とかの考え方については、

また来年度から地域に入っていくということではありますが、アルコール跡地も十分な活用のためにも、やはり町長のそういったお考えも私はいいいと思います、できるだけ早く、そういった町長の思いに沿った計画がなされたいと思いますが、おおむねいつごろのそういった施設を完成させて、新しい施設で子育ての支援をしていくといったようなことを、これから地域に入っていくことなんで、なかなか難しいかもしれませんが、おおむねどのころにやっていきたいなといったような考えを持たれているのかお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

御心配をいただいております、そのとおりであります。行政主導で全部が全部できるものではないと思っておりますので、やはり地域の方々の御不満とか、ここはどうするんだとかいうふうな御不満を一つひとつ解消していかなければならないと思っております。

ただ、話し合う立つ位置とすれば、今ほど申し上げましたように、どうしましうかという提案ではなしに、やはりこうこうしたいんじゃというふうな立つ位置は、今回は必要なんじゃないかなと思っております、これから将来子どもたちが3人や5人で1つの保育所で育つときの子どもたちの措置に対する不安、そういうふうなものをなるべく早く解消していかなければならないという使命感を持って、なるべく早くさせていただきたいな。この後の中学校の建設のこともありまして、予算をどの段階で組むというのが、なかなか言いづらいんですけども、先ほどの4つの柱にもありますように、やはり極力早くというところを考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

町長の思いはわかりますが、さっき言われたように、地域に入って思いだけではなかなか通じない面もあるかもしれませんが、もういつまでにやるんよといったような答弁はできませんかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

この案件については、この後、中学校が出てくるんですけども、中学校の建設のときと年度が重複するのか、ちょっと私もどうなのかなというところは心配があつてですね、令和3年度の着工が一番早くなると思うんですけども、できれば令和3年、4年ぐらいから始まって、令和5年度の途中ぐらいまでには何とか確保したいなという

ところを思っております。ただ場所が、今の近永保育所とは違う場所になりますから、今の保育の現場そのものに対する影響というのは、極力ないのではないかなと思っておりまして、国庫補助が確保できればですね、なるべく早くやりたいなと思っております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

ここで、しばらく休憩します。

程内議員の質問2については、午後の休憩再開後、始めます。

再開を午後1時とします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

程内議員、質問2について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

午前中に引き続きまして、質問をいたします。

質問2としまして、町立学校についてをお伺いします。

先般、広見中学校を議員各位で視察をしました。教育委員会、また行政も承知をされていることと考えるが、校舎の各所で雨漏りが見受けられる。また、場所によっては、コンクリートがむき出しになり、危険な状態になっていると感じる。

耐震化は実施済みでも、いつ起こるかかわからない南海トラフ巨大地震も心配される。築46年と聞かすが、大切な鬼北の子どもたちが安心して通学できるよう、早急な建て替え対応が必要だと考え、以下、問います。

（1）広見中学校現校舎の解体、新築校舎に関する具体的な計画があれば問う。

（2）計画されているのであれば、現校舎解体、新築校舎の費用見積もり、財源確保はどのような考えか問う。

（3）今後の町立学校のあり方について問う。

（4）各小・中学校でのいじめ等はないか問う。

質問します。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第2番目の町立学校についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の広見中学校の現校舎の解体、新築校舎に関する具体的な計画と、2点目の費用見積もり、財源確保はどのような考えかとの御質問につきまして、関連しておりますので、あわせて答弁させていただきます。

先般、広見中学校の視察後に、担当課長のほうから、今後の計画について説明したところでありますが、鬼北町中期行財政計画におきましては、令和5年度に設計、6年度及び7年度に2か年で改築の予定としておりました。

しかしながら、ここ数年での校舎等の劣化が著しいため、令和3年度からの改築工事の着工を目指して、可能な限り早急に設計に着手したいと考えているところであります。

費用につきましては、必要となる教室の面積に文部科学省が公表している標準建築単価を乗じて計算した額で申し上げますと、校舎は約9億4,000万円、体育館は約3億5,000万円となり、合わせて12億9,000万円となります。これに太陽光発電設備、既存校舎の解体等の費用を合わせますと、約18億円程度の事業費になるのではないかと考えております。

財源につきましては、国及び県の補助対象となる事業を活用し、主には過疎債を充て、補助及び起債対象外となる部分には、公共施設等整備管理基金の一部を処分し、対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、現代の教育に必要な機能、設備を備え、安全で安心な環境のもとで、将来の目標を見つける大切な時期に充実した時間を過ごせるような施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次の3点目及び4点目の御質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

○教育長（筒井 亀君）

それでは、私のほうから、程内覺議員の第2番目の町立学校についての御質問のうち、3点目及び4点目の御質問についてお答えいたします。

まず、3点目の今後の町立学校のあり方についての御質問であります。令和元年第3回定例会におきまして、山崎保議員からの一般質問で、各小・中学校の今後の計

画及び日吉小・中学校の義務教育学校開校についての御質問をいただき、概略、次のように答弁させていただいております。

全小・中学校でコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部事業に取り組み、地域の皆さんの力をお借りして、学校経営を進めております。また、個々の児童生徒の学力に合わせた指導を行い、学力向上に努めるとともに、ICT機器を活用した授業にも積極的に取り組み、小規模校の良さを生かした施策を展開しているところであります。

今後も、児童生徒数の減少は避けられないものの、地域と協働して地域とともにある学校づくりを図るとともに、時期を考慮しながら、学校適正規模・適正配置検討委員会において、学校の将来像を検討していく必要があると考えております。

日吉小・中学校については、義務教育学校として、今までの小中一貫教育をより進めることで、子どもたちの成長を図り、広見地区の小・中学校については、町費での理科専科教員や複式学級への支援教員の配置を検討するなど、日吉小・中学校と均衡がとれた支援策に取り組み、町内全ての子どもたちが、将来の鬼北町の担い手となるよう育成を図っていききたいと考えておりますとの答弁をしております。

このような考えを基本とし、来年度以降も、引き続き地域の皆さんの御協力のもとで学校づくりに取り組み、日吉小・中学校につきましては、義務教育学校への移行を目指し、本定例会に条例改正の議案を提出しているところであります。

また、学校適正規模・適正配置検討委員会を定期的で開催し、各地区及び関係団体の皆さんへ学校の現状をお知らせするとともに、統廃合も含めて学校の将来像を検討していききたいと考えております。

次に、4点目の各小・中学校でのいじめ等はないかとの御質問についてであります。町内の小・中学校におきましては、全小・中学校で作成している、いじめ防止基本方針にのっとり、日ごろから子どもたちの生活態度に注意を払って観察し、本人や友人及び保護者からの訴えや、アンケートの実施等により情報を収集し、未然防止、早期発見・早期解消に努めております。

また、年に1回、各学校の児童生徒の代表が集まり、子どもたち自身でいじめについて考え、スローガンを作成し、それぞれの学校で周知し、いじめがない学校にするために、子どもたちみずからも考えてくれております。

今年度の状況は、からかい等のいじめが1件ありましたが、現在は、いじめがやんで経過観察中であります。今後も、児童生徒、教師、教育委員会が一体となり、いじめのない学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、程内覺議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

町長のほうから、1と2を一緒に答弁いただきましたので、1と2合わせて質問をさせていただきます。

そういった中で、中学校での改築スケジュールを以前いただきました。その中で、計画されていたよりかなり早いスピードで対応を考えておられるということがわかりましたが、大変本当に議員も皆、広見中学校も現場視察に行きまして、雨漏りがあったり、本当にいろんなところにバケツが並べてあったり、これは本当に大変な教育環境だなということをつくづく議員全員で確認したところであります。

そういった中で、結構早く対応をしていただくんだなと感じておりますが、計画といたしまして、今費用の面については、町長から説明がありましたが、何らかの条件によって起債も、起債ではなくて、起債も必要と思いますが、国の補助などをいただけるような、してもらえるような建て方はできないのか、木造でやられるのか、その辺をお伺いをしたいのと、現在のかなりスピード感を持って対処をされていると思うんですが、現在の小学生、旧広見町立小学校の児童は、今の何年生が新しい中学校の校舎に入学することができるのか、あわせて質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

国の補助の種類等については、後で教育課長のほうから答弁をさせます。

財源の中の起債なんですけども、ここはやはり公共施設等整備資金、整備基金というものも、今回の議会のほうにも提案をさせていただいております、2億上乘せということになっておるんですけども、それを全部使うという考えもなきにしもあらずなんですけれども、ただ、今ほど議員さんに言われましたように、起債というものですね、年間の予算として借金をすることについて、町民の方々から御批判がもしかしたら出るかもしれませんけども、中学校という大規模な施設における、これを世代間としての負担をお願いすると、これが20年、25年と我々の子ども、孫の時代にちゃんとみんなで少しずつ借金を返していこうというふうな起債の考え方というものは、もちろん必要であろうと思ひまして、過疎債、もし過疎債が無理な部分については、合併特例債も視野に入れて借りていきたいなと思っております。

それでは、教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

広見中学校の改築関係につきまして、構造でありますけども、校舎のほうは木造を考えております。体育館のほうは、鉄骨でありますけども、技術的に可能であれば木造にしたいと考えております。

それから、補助金につきましては、文部科学省の補助金について、現地での改築する場合は、補助対象にならないと県に確認しておりますけども、何か補助対象とする方法はないかなと再度県のほうと協議をしていきたいと考えております。

それから、そのほかの補助金としましては、太陽光発電をする場合に、国の環境省の補助金がございます。それから、木材の利用につきまして、木材利用推進補助というのがありますので、これ県の補助金ですけども、これも使えるかと考えております。

それから、現在の小学生の何年生が入れるかということでございますけども、現在の小学校4年生が最短、年度の1月ごろに入れるんじゃないかと、最短でいきますと、そう考えております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

今、課長から答弁いただきましたが、今の小学校4年生が中学校1年生になったときに新しい校舎に入れるよといったような計画とお聞きしましたが、これは体育館含めて全部を予定されているのか、あるいは校舎だけ先につくって、校舎に入っていたら、体育館は後でもできるので、今の環境を考えると1年でも早く子どもたちを入れるべきではないかと考えますが、その点、再度お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

今のところ、校舎と体育館同時に進むようにしておりますけども、なるべく早くできるように、校舎に力を入れるというところもあると思いますので、またそれはこれからの計画で立てていきたいと考えております。

○9番（程内 覺君）

現中学校、広見中学校は御存じのように雨漏りがたくさんあったり、壁なんかも結構カビが生えて劣悪な環境なんで、できたら木造でされる予定であれば、一日も早い完成をしていただきたいと考えますが、木材もやっぱり乾燥時期が必要なので、やっぱり前もって早目に木材使用の起算もしていただいて、乾燥をして、建てたときに狂わないような木材使用を考えて、やっぱり早め早めにそういうことをしていくことが大事じゃないかと思いますが、それで体育館全部というたら、体育館もできる、校舎

もできる、現体育館は雨漏りもないみたいなし、耐震もしてあるんやったら、一緒にやる必要もないかなと思うんですが、校舎のほうは何せああいった状況なんで、校舎のほうをやっぱり早めていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員さんのおっしゃるとおりで、今の一番の問題は、課題は校舎であろうと思っております。ただ、体育館のほうについては、今ほど課長が話しましたように、なるべく早くということで構わんですけども、プールについては、今もう既に水漏れがありまして、私もこの間確認したんですけども、体育館の地下のほうでは水がどんどん今も流れている状況でありまして、体育館のプールの使用はなかなかできないなというところがありまして、近隣にありますB & Gのプールと学校体育と社会体育で両方使えないかなということも含めて、今検討しております。

議員さんの質問の内容としましては、やはり校舎を極力早く完成するべきという考え方については、同じでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了解ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、1、2については了解です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

（3）の町立学校の今後のあり方についてであります。依然として、少子化は歯止めがかからないような状態だと思っておりますが、近永小学校を除いては各小学校30名前後で運営をされていると思うんですが、このまま30名、各地域に小学校は欲しい、私もそれは思いますが、子どもたちのために30名学校を続けていくべきなのか、また、近々そういった統合も必要になってくるんじゃないかと考えますが、その辺の考え方について伺いをします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

先ほどの答弁の中でも申しましたが、適正規模・適正配置検討委員会を定例的に開催して、その中で、各御意見をいただきながら、統廃合についても検討していく必要

は考えているというふうに言わせていただきましたが、今年、泉小学校で2年間、伝統文化の継承ということで取り組みをやってまいりましたが、その取り組みの中で、子どもたちがふるさとを大切に思う心、何かをしたいと思う心が伝統文化をつないでいくんですね。これ学芸会の最後のせりふだそうです、6年生。そういうふうな子どもたちの育ちを見ているときに、確かに人数は大事な部分がありますけども、少人数だからできること、また、それぞれの地域のよさを生かした学校経営をしていくことは、これからの地域づくりにとっても大きな役割を私は果たしているんじゃないかなと、私の考えですけども思います。

ただ、そういう考えは、また適正規模・適正配置検討委員会等でいろいろ御意見を出していただきながら進めていく必要があると思うんですけども、また、どのように思うかと言われたら、確かに人数だけではない、小規模校の良さ、デメリットももちろんありますので、そこらを検討しながら、皆さんとともに学校について考えていきたい、そういうふうに考えているところです。

○9番（程内 覺君）

答弁ありがとうございます。

それで今後、適正規模・適正配置の委員会といったものは、どれぐらいの頻度で開かれて協議をされるのかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

これは私が冒頭お話ししましたように、4つの柱の1つでありますので、教育の立場というよりは、教育行政としてやはり町民といいますか、議員さんも含めまして、町民の方々の御心配、また希望というものが大きくなっているという状況を踏まえて、今の状況では年に1回は必ず開いてほしいという要望と、それから委員さん方の中での検討の材料、またはアンケート、また、それぞれの地域の状況など、子どもたちの状況など、そういうものをいっぱい収集をし、判断材料として必要な場合には年間に2回、3回と開いていただいて、なるべく納得のできる形で検討委員会を進めていくという方法をとっていただきたいなというふうに思っております。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、程内議員、質問2、（4）について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

教育長から答弁いただきまして、いじめは、からかいが1件といったようなことだったと思いますが、広見中学校の部活で各部活があると思うんですが、部活の中でのいじめとか、そういったものはありませんか。

○教育長（筒井 亀君）

今、私たちはいじめはどの子にも、またどの学級、学校、集団にも起こり得る。いじめは、人として絶対に許されない行為である、そういう共通認識のもとに取り組んでおりますし、広見中学校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、心と体が健やかに成長していくことを目指して、全教職員でいじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に取り組んでいくという姿勢で取り組んでおりますが、部活の中でそういうことがないかということなんですけども、基本的にいじめとか、そういう報告は月ごとに上がってきておりますので、学校がいじめとして判断したものについては、できるだけオープン、みんなで共有して早期解決を図らなければいけないというふうな認識のもとで取り組んでいますので、今のところ、広見中学校とか、日吉中学校のほうから、部活動でこのようないじめがあったという報告は受けておりません。

以上です。

○9番（程内 覺君）

そういった中で、気にすることではないかと思いますが、小・中学校での不登校の児童生徒はありますか。

○教育長（筒井 亀君）

不登校の児童ですけども、現在、広見中学校のほうに、子どもで学校に行きづらくなっている子どもがおります。ちょっと個人情報にもかかわりますので、余り数字的には出す必要はないのかなと思いますけども、できるだけ子どもたちが学校登校できますように、また、その子の願いがかないますように、現場と相談しながら取り組んでいきたいと思っています。

○9番（程内 覺君）

その場合は、もちろん周りの環境も大切だと思うんですが、学校によってそういった専門に相談に乗ってもらう先生とか、指導してもらう先生はおられるのかお伺いしたいと思います。

○教育長（筒井 亀君）

専門スクールソーシャルワーカーとか、相談員の先生方、それぞれ配置しておりますので、基本的には、教職員が主になって当たりますけども、担任だけとかに任せる

んじやなくて、専門家の意見を聞いたり、外部のコーディネーターの方をお招きして相談に乗っていただいたりとか、そういう活動はやっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、程内覺議員の質問を終わります。

次に、4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

議席番号4番、山本博士です。

先に通告しましたとおり、1件について質問をいたします。

質問1、鬼北町の紹介について。

広報きほくにおいて、さまざまな形で鬼北町を紹介しているが、町民、Iターン、Uターンの方々に補助金などの情報が発信されているのか問う。

(1) 個人や団体への補助金、奨学金、貸付金など、どのような補助金があるのか。

(2) 各補助金をまとめた紹介はしているのか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の鬼北町の紹介についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の個人や団体への補助金、奨学金、貸付金など、どのような補助金があるかとの御質問であります。各担当課で取りまとめて、令和元年度予算に計上している補助金は、9課1支所で149あります。

次に、2点目の各補助金をまとめた紹介はしているのかとの御質問であります。補助金につきましては、各担当課において、随時、回覧やホームページで紹介をしているところであり、企画振興課が作成しました、「暮らしの便利帳」にも必要最小限の補助金については紹介し、町内各戸に配布するとともに、移住された方、転入された方にも配布しているところであり、

しかしながら、議員の求められている補助金の一覧につきましては、現在作成しておりませんが、施策を推進、展開する中で、よりきめ細かな周知、啓発方法としてそのアイデアはすばらしく、採用させていただきたいと考え、今後、作成する予定で、現在各担当課に照会をかけるなど、準備を始めたところであります。

以上で、山本博士議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

149の補助金があるということなのですが、その中で、子育て支援にはどういったようなものがあるのか、また奨学金、貸付金にはどういったものがあるのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

子育て支援、奨学金、貸付金等につきまして、企画振興課長と教育課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

企画振興課で持っております貸付金は2つございます。まず1つが、生活環境整備資金貸付金、これ集会所整備事業をする際に、新築する際に、地域に貸し付ける事業でありますけれども、5年間の償還期間と、後は、限度額は事業費の80%の貸付金であります。

もう1点は、中小企業融資資金預託金、これ伊予銀行と愛媛銀行に100万ずつ預託をしておるわけですが、中小企業が企業の安定化を図るために貸し付ける事業で、1件当たり500万になります。これ昨年まで信用保証協会をもとに審議会を開いておったわけですが、その審議会を開きますと、なかなか遅くなるということで、審議会は取りやめていたしております。今のところ、貸し付けはゼロです。

それから、先ほどの生活環境整備資金貸付金は、令和元年度は2件、今ところの貸し付けております。

企画の担当する分については、以上です。

○教育課長（渡邊 甫君）

教育課のほうには育英奨学金がございます。これは高等学校以上の学校に進学されるときに、家庭の事情により学習の支弁が困難な場合に、無利子の奨学金を貸与しております。高校生で月額2万円、専門学校・大学生で月額3万円を貸与しております。

現在の利用者は、貸与中の方、それから返還中の方合わせて22名であります。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

追加をしまして、子育て支援分について、保健介護課長と町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、保健介護課で所管しております補助金について説明をさせていただきます。

子育て関連で、うちのほうで予算化しているものとしまして、妊娠期に係るものとして妊婦一般健康診査費助成金、それから不妊治療助成金、出産後にかかるものとしましては、新生児聴覚検査費用助成金、それから、これは子どもだけではありませんけれど、県外予防接種補助金、町内ではなくて県外で里帰りしている場合等、その所在市町の医療機関で受けた場合に、予防接種を受けた場合に交付する補助金と。

以上であります。

○町民生活課長（古谷忠志君）

町民生活課におきます補助金、給付金でありますけれども、今年度から議会で御承認をいただきましてやっております、すくすく鬼北っ子応援給付金ということで、出生時にお一人につき5万円、それから小学校入学時にお一人につき5万円という給付金がございます。

うちの場合につきましては、現金給付というのは少なく、子ども医療費の助成とか、おむつ券の交付とか、そういう現物支給が多いので、現金をお渡しするというのは、それぐらいだと思います。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

丁寧な説明、ありがとうございました。その補助金の利用状況なんですが、先ほど二宮課長、500万の件は出んけんというふうな状況だったんですが、ほかにこの補助金で昨年度で構わんですが、使われていない補助金はあるでしょうか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長、保健介護課長、町民生活課長の順に答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

育英奨学金のほうなんですけども、先ほど説明しましたように、22名が利用をされております。

○保健介護課長（芝 達雄君）

先ほど説明した助成金、補助金関係で、県外予防接種補助金については、現在のところ、県外で受けられた方がいられないということで、支出はしておりません。あと新生児聴覚検査費用助成金については、先ほどちょっと補足を忘れてたんですけど、来年度から予定をしているということで、現在のところは執行は当然ありません。

○町民生活課長（古谷忠志君）

先ほど申しました、すくすく鬼北っ子応援給付金につきましては、今年度から始まった事業です。2月末現在で出生給付金が38人、小学校入学生が57人ということになっております。

以上です。

○4番（山本博士君）

多分使用されていない補助金というのは少ないんだろうと思いますが、使われていない補助金に対して、見直しとか何か検討されているんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

先ほど説明した中で、県外予防接種の補助金については、県外ですから、なかなかケース的に多くはないと予想されますので、一応今のところは継続でそのまま見直しもなく、継続というふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

先ほど町長の御答弁の中にも、そういうことをやっていくというふうな説明がございましたのであれなんですけど、大変よい政策をしながら町民に情報発信されていないのは、大変もったいないことですので、この間、商工会の皆さんの意見交換会の中にもあったんですけど、補助金とか、助成金がなかなかどういったものがあるかわからないというふうな意見が出ておりました。できれば分野別事業の紹介なども含め、各補

助金をまとめた冊子とか、鬼北町の紹介の中でのホームページでも検索できるような形にすべきとは思いますが、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど答弁をさせていただきましたけども、啓発ということで、せっかく議会で通していただいた予算ですので、使い切りたいという思いは一緒でありますので、議員さん言われるとおり、その周知徹底を図っていききたいな。多分、皆さん思いは一緒だと思うんですけども、やはりいい施策をしてもそれが周知できてないと、その効果というものは半減以下になってしまいますし、それから、その効果的な支出方法を執行してない、午前中の中山議員のお話もあったように、しっかりと計画をして、プランを立ててやっていかなきゃいけないと、その猛省をする部分を含めまして考えておりますけども、多分御承知だと思いますけども、新しい補助金については、なるべく近永地域の中ですら、町なかの方はあんまりUCATをとっていただけてないんですけども、三島、愛治、好藤、日吉、多くの方々、7割の方々はUCATをとっていただけておりますので、その分については、新しい補助金を町の職員、または関係団体の方に周知徹底として告知放送は十分私としてはいきよると思っておるんですけども、モニターに出るのがなかなか恥ずかしい職員もおりまして、そこを何とかクリアしながらやっておるところでありますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、山本博士議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、議案第3号、鬼北町未来へつなぐ子ども応援基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第3号、鬼北町未来へつなぐ子ども応援基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町の未来を担う子どもたちの学びを地域とともに応援するとともに、寄附金を原資に教育の振興に資する事業を推進することに関し、必要な資金を積み立てるため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育課長（渡邊 甫君）

それでは、議案第3号、鬼北町条例第1号、鬼北町未来へつなぐ子ども応援基金条例について説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

本条例の制定にあたりましては、先般、町内企業から地域に恩返しするために、若者の育成に使っていただきたいとの意向で、500万円の寄附金があり、寄附者の意向を踏まえまして、教育の振興に資する事業を行うための必要な資金としていただきました寄附金に、一般財源500万円を合わせた1,000万円を積み立て、後年度の事業に活用することするためです。

積み立てにつきましては、今回の補正予算で9款、1項の教育総務費に1,000万円を計上しております。

また、事業の実施につきましては、高校生への通学費の一部補助を実施するため、令和2年度当初予算に補助金として220万円を計上しております。

基金につきましては、地方自治法第241条第8項の規定によりまして、基金の管理及び処分に関する必要な事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されているところです。

それでは、条例の内容につきまして説明いたしますが、主な条項につきましては、読み上げて説明をさせていただきます。

第1条は、条例の設置について規定するものです。

第1条、鬼北町の未来を担う子どもたちの学びを地域とともに応援し、教育の振興に資する事業を推進するために要する経費の財源に充てるため、鬼北町未来へつなぐ子ども応援基金を設置する。

第2条は、基金の積み立てについて規定するものです。

第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第3条は、基金の運用。

第4条は、基金の管理。

第5条は、基金の運用益金の処理。

第6条は、基金の繰替運用について規定するものです。

第7条は、基金の処分について規定するものです。

第7条、基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第8条は、条例の町長への委任について規定するものです。

附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（山本博士君）

先ほど高校生の通学費のほうにも使うとかなんとか、そういうことも言っておられました。ほかに例えばどういったことに使用されるか質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

先ほど御説明いたしましたように、寄附者の意向がありまして、地域の若者に使っていただきたいと、それと高校に通うときに高い定期券を買っていると、それを応援したいという意向がありましたので、今回は高校生の通学費支援としているところであります。

○町長（兵頭誠亀君）

追加をして、少し補足させていただきます。

これは今日の行政報告のときに話をさせていただいた企業からの寄附金の部分です。これは一昨年に続きましていただいた分でありまして、その企業さんの依頼というのは、現在、昔のといえますか、公共施設をもとの高校の部分を使っていらっしゃるということがありまして、近永地域から遠い地域の子どもたちの通学について支援をしたいという御希望でありました。ただ、町としては、町に寄附をしていただくのであれば、一部の高校生のみということにはならないというふうに私思いましたので、その旨をお伝えしましたところ、町内全域というところで、少し一般財源を追加をして、1,000万にして、その中で、日吉、三島それから愛治、好藤、泉も含めまして北宇和高校、または宇和島市それぞれ行ってくれる高校生の最低限の負担とい

うものを、最低限負担の金額を設定しまして、それ以上の金額について支援をしていくという形のものをもっていきたいなというふうに考えております。高校生の分、全くゼロではなしに、受益者負担として御負担をいただいて、その残った分の余る分について、この基金から支援をしていこうというものでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋聖子君）

それでしたら、基金が底をつきれば、もうそれは終わりということによろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

一般財源として少し積み立てをしておりますけども、この部分は、ほかの市町にあまりない特殊な部分だと思っております。今頑張っておりますふるさと納税寄附金という部分でこの部分を充てたいなというところと、その企業さんの思いはですね、これからももし経営がいい場合には、再度寄附として使っていただきたいというふうなお話もあったものですから、そこも含めて、これをなるべく継続的にやっていきたいという思いも持って、今回1,000万の基金の予算も提示をさせていただいたというところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

施行が4月1日ということになってますけども、学校へ行かれる受付というか、その募金はいつから受け付けるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から詳細について説明をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

今、要綱を詳しく作成中でありまして、まだ詳しくは決まってないんですけども、4月から、年間の支払いを1回としておりますので、できれば12月までに申請書ももらいまして、年度末に一度に払うというような形にしたいと考えております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、鬼北町未来へつなぐ子ども応援基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第4号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町立義務教育学校の設置に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

まず最初に、本案件は、平成30年11月議会臨時会において否決された案件でありまして、再度提出するにあたり、条例を提出する環境を整えましたので、再提出に対し御理解をいただきますようお願い申し上げます。

環境内容の変化は、就学前の子育て支援計画、広見中学校改築早期実施、適正規模・適正配置検討委員会における統合も見据えた検討の要請、そして日吉義務教育学校の設置の4つといたしております。

この時間は、提案理由の説明でありますし、全員協議会において、議員各位には詳細を御説明しておりますので、省略をいたします。

改正する条例内容の詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、御審議

のほどよろしくお願いいたします。

○教育課長（渡邊 甫君）

それでは、議案第4号、鬼北町条例第2号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

この条例につきましては、日吉小・中学校を令和3年4月1日から義務教育学校として開校させることに伴い、関係する教育委員会関係の条例6件及び町民生活課関係の条例3件をそれぞれ一部改正するものです。

また、一部条例では、現況に合わせた改正を行うものであります。

それでは、説明につきましては、別紙新旧対照表で行いますので、そちらをご覧ください

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示す規定に改正するものです。

まず、教育委員会関係条例6件の改正について説明いたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条は、鬼北町立学校条例の一部改正です。この条例は、町内小・中学校の名称及び位置等を規定したものです。

改正内容につきましては、義務教育学校を追加して規定するため、第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、義務教育学校の名称及び位置を第4条として、義務教育学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとするを加え、別表第1中鬼北町立日吉小学校、別表第2中鬼北町立日吉中学校の項を削るとともに、別表第3に学校名、鬼北町立日吉義務教育学校。位置、鬼北町大字下鍵山807番地を加えるものです。

3ページをお開きください。

第2条は、鬼北町教職員住宅使用条例の一部改正です。

この条例は、町内の教職員住宅の使用に関し、必要な事項を定めたものです。改正内容につきましては、住宅の使用範囲を規定した第2条中「鬼北町立各小中学校」の次に「又は鬼北町立義務教育学校」を加え、家賃額を規定した別表中、普通財産に返しました永野市教職員住宅の永野市963番地の項及び畔屋教職員住宅、畔屋69番地1の項を削るとともに、教職員住宅入居申込書であります別記様式中に、義務教育の欄を加えるものです。

5ページをお開きください。

第3条は、鬼北町立小中学校通学費補助条例の一部改正です。

この条例は、遠距離から通学する児童生徒の通学費補助金の交付に関し、必要な事項を定めたものです。

改正内容につきましては、補助金の交付基準を規定した第2条中「小学生」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学生」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」を加えるものです。

6ページをお開きください。

第4条は、鬼北町立学校給食センター条例の一部改正です。

この条例は、学校給食センターの設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めたものです。

改正内容につきましては、給食センターの業務を規定した第5条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、給食対象者を規定した第6条中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加えるものです。

7ページをお開きください。

第5条は、鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部改正です。

この条例は、学校施設の利用に関し、必要な事項を定めたものです。

改正内容につきましては、照明使用料を規定した第5条関係の別表中「日吉中学校」を「日吉義務教育学校」に改めるものです。

8ページをお開きください。

第6条は、鬼北町公民館条例の一部改正であります。

この条例は、公民館の設置及び運営に関し、必要な事項を定めたものです。

改正内容につきましては、公民館の名称等を規定した、第2条関係の別表第1中、鬼北町立日吉公民館の対象区域を、「鬼北町立日吉小学校」から「鬼北町立日吉義務教育学校」に改めるものです。

続きまして、町民生活課関係条例、3件の改正について説明いたします。

9ページをお開きください。

第7条は、鬼北町放課後児童クラブ条例の一部改正です。

この条例は、鬼北町奈良の近永小学校横にあります放課後児童クラブの設置等に関し、必要な事項を定めたものです。

改正内容につきましては、対象児童を規定した第3条中「町内に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に

就学し、かつ、町内に住所を有する児童」に改めるものです。

10ページをお開きください。

第8条は、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

この条例は、保育所等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関し、必要な事項を定めたものです。

改正内容につきましては、一般原則を規定した第3条第3項、小学校等との連携を規定した第11条、秘密保持等を規定した第27条第3項中の「小学校」の次に「及び義務教育学校」を加えるものです。

12ページをお開きください。

第9条は、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

この条例は、放課後児童クラブ等の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたものです。

改正内容につきましては、放課後健全児童育成事業の一般原則を規定した第5条第1項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。第18条において同じ。）」を加えるものです。

新旧対照表による説明は以上です。

議案書の5ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

私は反対のほうから討論をさせていただきたいと思います。

先般、全員協議会で、町長のほうからは説明がありましたけど、前回否決して以来、教育行政のほうからは何も議会に説明がないということで、その上、前回と全く一緒の議案を提出をされておるということで、私は前回と同じ反対です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

私は賛成の立場で討論をいたします。

今回、議案を提案をされている義務教育学校を設置する議案については、先般の臨時議会において否決され、反対された理由として、児童生徒が減る中、義務教育学校がベストと言えるのか、時期の問題、周知不足があるとのことを示されたと思います。理解が得られなかったことは、大変残念なことでありますが、そもそも制度自体を否定されたわけではないし、また本提案は、小・中学校の統廃合問題は理事者が申されているように別と考えている。

そのことを踏まえ、否決をされ、1年3か月、この間、理事者は鬼北町全体の学校教育をどう推進し、義務教育学校を含めた中での将来の構想をしっかりとお示しすることについて協議検討され、御不明の点について御理解をいただいたということで、今回の議案提案に至ったと思います。

議会は、教育長、教育委員の任命について同意をしている、その職を命じているのは、議会であり、決めたのは議会との責任について問いかけられていることを強く申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに討論はありませんか。

○1番（高橋聖子君）

私は、反対の立場から討論させていただきます。

これは決して日吉小学校・中学校の地域とともにある小中一貫教育を否定するものではありません。むしろ同校の小中一貫教育、コミュニティスクール、郷土学の取り組みは評価に値するものであり、教職員の皆様、地域の皆様の努力のたまものだと思います。

11月の臨時議会で、私は義務教育学校が果たしてベストの選択かと申し上げましたが、むしろ今現在の状況こそがベストの状態ではないかと思います。

小中一貫教育と義務教育学校の違いの1つに義務教育期間、小学校6年、中学校3年をまとめて9年生の一個と捉える点があります。それは4年、3年、2年といった

形で自由にカリキュラムが組めるということなのですが、今回は小学校6年生を前期、中学校を後期と定めるという条例ですので、今の状態と変わらない状態と思います。

せっかく今ベストな状態なのに義務教育学校という枠に入れてしまうのは、いかなものかと思います。

鬼北町が誕生しまして15年、来年度には小・中学生は全員が鬼北町に生まれ、鬼北町に育った子どもになります。みんな鬼北町の宝です。子どもたちが皆等しく健やかに楽しい学校生活を送ることは私たちの願いであります。

鬼北町連合小学校団として全員で修学旅行に行き、楽しい思い出を共有してほしいと思います。

以上で私の討論を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに討論はありませんか。

○4番（山本博士君）

私は、賛成をします。

今回906名の方々の日吉の方々ですか、署名を集められ、日吉小学校・中学校の義務教育学校化についての陳情をされました。鬼北町始まって以来初めてではないかと思います。

そういった中で、既に小中一貫教育により学力の向上というものが日吉の小学校・中学校に対して目に見えるものがあります。これをまた義務教育化によって柔軟に乗り入れ指導ができるということで、より一層英語力、応用力の向上ができるのではないかと大変期待をしております。

将来的に15年先、20年先、多分鬼北町の人口も5,000人以下に減るのではないかと危惧しておりますが、それなりにやっぱり子どもたちも少のうなっまってまいります。そのときには、鬼北町全体での統廃合も考えるべきではないかとは思いますが、今の時点では、学力向上といった点で見れば、義務教育化にすればいいのではないかと私は思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに討論はありませんか。

○9番（程内 覺君）

私は、反対の立場で討論をします。

日吉地区においては、これまでも優秀な方々がたくさん輩出されまして、大変教育

熱心な地域ということは十分認識をしていますし、現在でも小中一貫校としてすぐれた教育をされているのも承知をしております。

そういった中で、現在の日吉小学校の児童数が27人、日吉みどり保育所では、児童数12名という現状の中で、依然として少子化に歯どめもかからず、5年、10年先を考えると、ここで義務教育学校を実施するのが果たして本当に子どもたちのためになるのかと考えたとき、もっと中長期的な教育指針を示していくべきではないかと考えていますので、この案件については反対です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに討論はありませんか。

○10番（松浦 司君）

反対の立場で討論をしたいと思いますが、構いませんか。賛成はありませんか。

○議長（渡邊眞次君）

少々お待ちください。賛成の討論の方、おられませんか。

ないようですので、松浦議員。

○10番（松浦 司君）

ただいま言いましたように、反対の立場で討論に参加したいと思います。

いろいろ各議員のほうから、るる意見が出ておりますが、私は少子化が激化をする中で、小・中学校の統廃合は近々避けて通れない最重要課題だと思います。一日も早く議論を進め、この際、あわせて保育所の再編も含み、鬼北町全体の子どもたちが義務教育学校を取り入れるべきだと考え、本件に関しては反対をいたします。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

なお、起立しない者は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（渡邊眞次君）

起立少数です。

したがって、議案第4号は否決されました。

日程第8、議案第5号、鬼北町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第5号、鬼北町表彰条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町表彰条例第3条に規定する表彰の種類について、新たに奨励賞を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、日程第8、議案第5号、鬼北町表彰条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

鬼北町表彰条例第3条に規定する表彰の種類について、新たに奨励賞を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例の内容の詳細について説明をさせていただきます。

この条例は、鬼北町の発展のため、特に顕著な功勞のあった者及び衆人の希望と認められる者に、町から表彰を授与するためのものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第1条中「及び」の次に「全国規模の大会で優れた成績を収めた者並びに」を加え、第3条では、表彰の種類に第3号として、奨励賞を加えることで、今後は幅広い年代の方々のスポーツ、文化活動等に対し、町表彰の対象となり、鬼北町に住所を有する、または鬼北町出身者のこれからの活躍に期待をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第5号、鬼北町表彰条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第6号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、議案第6号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書8ページをお開きください。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が印鑑登録証明事務処理要領を一部改正したことによるものです。

それでは、説明については、別紙新旧対照表で行いますので、そちらをご覧ください

い。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線部分に改正するものです。

改正を行う第2条は、印鑑の登録資格について規定したものでありますが、同条第2項中「成年被後見人」を削除し、「意思能力を有しない者」に改めるものです。これは成年被後見人を一律に排除するのではなく、制度ごとに必要な能力を判断することとされたためです。

次に、第5条は、登録印鑑の制限について規定したのですが、同条第2項の備考欄に記載の後に、（法第6条第3号の規定により）から始まる下線部分を新たに加えるものです。

次に、2ページにまいりまして、第7条第1項第3号の改正については、今ほど説明しました第5条に下線部分と同じ文言を加えましたので、後にくる第7条については、同じ内容の下線部分を削除するものです。

議案書の9ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第4号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第7号、鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、鬼北町条例第5号、鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたしますので、11ページをお開きください。なお、新旧対照表を準備しておりますので、そちらのほうもあわせてご覧ください。

今回の改正につきましては、ただいま町長のほうからありましたが、鬼北町固定資産評価審査委員会条例第6条において規定する行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、法律の題名が改正をされたため、所要の改正を行うものであります。

鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改めるものであります。新旧対照表をご覧ください。

第6条の第2項のほうにありますとおり、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の規定の部分を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定に改めるものであります。

第6条2項において引用しております行政手続における情報通信の技術の利用に関

する題名等が改正されたものであります。

戻っていただきまして、11ページのほうにお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で鬼北町条例第5号、鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、鬼北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号、鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第8号、鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に規定する宣誓について、会計年度任用職員は、別段の定めをすることができる旨を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、鬼北町条例第6号、鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

改正内容につきまして、失礼をいたしました。日程第11、議案第8号になります。

それでは、新旧対照表のほうをご覧ください。

この条例は、令和2年4月1日から導入されます会計年度職員制度について会計年度任用職員の地方公務員法第31条に規定されるサービスの宣誓は、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであるため、それぞれの職員に応じた方法で行うことができるよう、条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第9号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の範囲を見直すとともに、農業委員会会長の報酬額について、近隣町との均衡を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、鬼北町条例第7号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表のほうもあわせてご覧ください。改正内容について説明をいたしますので、14ページをお開きください。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、専門的な知識・経験等に基づき、助言・調査等を行うものに厳格化されたため、別表から公民館長を除くこととなったものであります。

また、農業委員会会長の報酬額につきましては、県内他市町農業委員会会長の報酬と比較をして、近隣市町との均衡を図るため、報酬の額を改めるものであります。

別紙新旧対照表をご覧ください。農業委員会の会長につきましては、現在現行が15万円、これを改正後におきましては、20万円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

公民館長の取り扱いはどうなるのか質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

これまでにつきましては、公民館長については、特別職というところの中で入っておりましたけれど、特別職の職員で非常勤のものという形の中で入っておりましたけれど、今回におきましては、公民館長については、館長といいますか、私人という形で町のほうと契約を結んで委託契約というような形をとって就任していただくというふうなことになっておりますので、今回そういう形の改正をさせていただいております。

以上です。

○2番（中山定則君）

そうしたら来年度予算上、委託料のところに計上されているということでいいわけですか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員の御指摘のとおりでございます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

了解、結構です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

これを見させてもろうたら、左から右というか、右から左と言おうか、ほとんど報酬額が変わってないと思うんですが、大変職責というか、職務が重たいのに安いんじゃないかなと思うんですが、もうこれ、長い間同じような金額やないかと思うんですが、大変御苦勞が多いこの特別職の方もおられるんやけどが、毎年この右から左のような金額でいいものなのかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

その時々々の報酬の委員会を先生方の御意見を尊重してつくったものでございます。

内容につきましては、補足として、副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

ただいま程内議員のほうからの御意見をいただきました。確かに職責に応じた報酬かどうか、そういったところもありますけれども、今回全体を見直した中で、農業委員会の会長さんが安いだらうということで、農業委員会の会長さんだけは、今回見直しさせていただいたということでありまして、ほかの委員さんにつきましても、また今の御意見を踏まえまして、また次回見直しを図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

わかりました。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第10号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

ニュータウン鬼北の里宅地分譲地（全66区画）が完売したため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、17ページ、鬼北町条例第8号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回、条例改正の理由といたしましては、午前中、程内議員から御質問を受けましてお答えしたところでございますけれども、第1期から第3期までの造成地が完売したことに伴い、今後、歳入が見込まれず、歳出についても予算規模から見ても維持管理経費のみであり、一般会計において予算化しても経理運営に支障がないこと、また、予算規模に対して一般会計からの繰入金割合が多い状況であることなど、一般会計の歳入歳出から分離して収支経理を行う必要がないものと判断し、一般会計に統合するため、廃止をすることとしたためでございます。

説明につきましては、お手元にお配りしております鬼北町特別会計条例新旧対照表で御説明いたします。

今回の一部改正は、現行の第1条第9号、下線で示します鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計、ニュータウン鬼北の里の円滑な運営と適正な経理を削除するものであります。

17ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、改正前の鬼北町特別会計条例第1条第9号の規定に基づく、鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計の令和元年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第10号、鬼北町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開を午後3時とします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます

ここで資料の訂正がありますので、佐竹総務財政課長の発言を許します。

○総務財政課長(佐竹 誠君)

それでは、先ほど鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきましたが、改正後の下の段にあります附則が不要でありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

失礼いたしました。新旧対照表のほうをご覧ください。鬼北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の分になります。

現行のほうにもありますけれども、改正後のほうにつきましても、附則の表現について、この条例は、平成17年1月1日から施行するというふうにしておりますけれども、これについては、削除ということさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡邊眞次君）

日程第14、議案第11号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第11号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

災害等による農地、林道等の維持管理及び農林業を取り巻く環境の変化による農林家の経済的負担を軽減するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○農林課長（松本秀治君）

それでは、日程第14、議案第11号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたしますので、19ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、林道林業施設、農地農業用施設関係の国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業及び災害復旧事業の農林家の経済的負担を軽減するため、条例の一部を改正するものです。

お手元に、鬼北町分担金徴収条例（平成17年鬼北町条例第56号）新旧対照表と議案第11号、鬼北町分担金徴収条例改正事業種別比較資料をお配りしておりますので、カラー印刷の事業種別比較資料をご覧ください。

左が旧の事業種別、真ん中が新しい事業種別、右が賦課基準となっており、下線部分が改正部分であります。上のグレー部分の事業に関しましては、改正はありません。

次の国庫補助林道開設・改良事業の補助対象額の賦課基準を100分の5から100分の2に改正。

次の県費補助林道開設・改良事業の補助対象額の賦課基準100分の7を100分の5に改正。

次の国庫補助林道舗装事業の補助対象額の賦課基準100分の5を、100分の2に改正。

次の県費補助林道舗装事業の補助対象額の賦課基準100分の7を、100分の5に改正。

次の林道施設災害復旧事業は、奥地・幹線の補助対象額の賦課基準100分の5を賦課しないに改正。

その他、補助対象額の賦課基準100分の7を賦課しないに改正。

次の治山施設、災害復旧事業のうち、黄色の林地崩壊防止事業は削除、茶色の県単自治山事業は、事業名、補助対象額の賦課基準とも改正はありませんが、表の記載配置が変わったため、下線がついています。

次の農業生産基盤整備事業、生活環境整備及び農地等保全管理のうち、オレンジ色の農業集落排水整備事業以外の事業、グリーンの8事業を国庫補助土地改良事業に取りまとめ、補助対象額の賦課基準100分の5は改正せず、ただし書きを追加したものであります。

なお、オレンジ色の農業集落排水整備事業は、国庫補助農業集落排水事業とし、補助対象額の賦課基準100分の3は改正なく、表の記載箇所が変わったため、下線がついております。

次の災害復旧の農地災害復旧事業から、ため池災害関連特別対策事業の4事業の事業の頭に、国庫補助の文言を追加し、補助対象額の賦課基準は改正せず、国庫補助農地災害復旧事業と国庫補助農業用施設災害復旧事業にただし書きを追加したものであります。

次の黄色の実施計画作成事業は、削除。

次の青色の用排水施設整備事業、山振地区から農地防災事業、その他までの8事業を県単独土地改良事業とし、その他の補助対象額の賦課基準100分の30を、100分の20に改正し、山振地区の補助対象額の賦課基準100分の20は改正せず、ただし書きを追加したものであります。

次の黄色の県営ふるさと農道緊急整備事業は、削除。

次の茶色の用排水施設整備事業から農地保全事業までの6事業を、町単独土地改良事業とし、補助対象額の賦課基準100分の50を、事業費の100分の35と改正し、ただし書きを追加したものであります。

次の農地災害復旧事業と農業用施設災害復旧事業の2事業を、町単独農地農業用施設災害復旧事業にまとめ、補助対象額の賦課基準100分の50を、事業費の100分の35と改正し、ただし書きを追加したものであります。

なお、新旧対照表に旧の補助率を記載しておりますので、御確認ください。

議案書20ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第12号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の規定に基づき、消防団員の報酬等の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、日程第15、議案第12号、鬼北町条例第13号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正について御説明をいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が、平成25年12月13日に施行され、第13条に出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとする、消防団員の処遇改善について記述をされております。

これを受けまして、平成26年度に見直しを行い、平成27年4月から報酬の引き上げを行ったところでありますが、その後におきましても、国から団員の処遇改善に関する通知が定期的に発出されており、一昨年5月に開催いたしました、当町消防委員会におきましても、近隣市町の動向を踏まえながら検討を加えたところであります。

見直しの内容については、県内消防団の平均報酬額や宇和島管内の消防団の報酬と比較を行い、水準を同等となるように各階級で増額の見直しを行ったところであります。

続きまして、新旧対照表のほうをご覧ください。

別表1の部分を、別表右の改正後のほうに改めるものであります。団長が16万円から17万円、指揮隊長が11万2,000円から11万9,000円、副団長も同じであります。11万2,000円、分団長が8万円から8万8,000円、副団長が5万1,000円から5万9,000円、部長が3万円から3万9,000円、班長が2万4,000円から2万9,000円、その他の団員につきましては、1万8,000円から2万3,000円に改正をするものであります。

なお、費用弁償につきましては、訓練に出動した場合について、これまで1回につき、1,300円でありましたけれど、今後につきましては、2,200円という形で改めるものであります。

以上で消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

この改正後の費用弁償、下の段の1回につきの2,200円、訓練に出動した場合の1回につきの2,200円、訓練に出動した場合であれば、出初式の訓練をすると

ということで、その月に1回ということのあれはわかるんですけども、水害、火災、そういう場合の1回というのは、どういう基準でやられているのか。水害であれば警報が出ていれば団員は詰所に待機をさせられる、その警報が次の日にでも警報が発令された場合は、それは1回なのか。それとも火災の場合も1回出動された場合でも後の始末とか何かがあつて2日目、3日目になるということもありますが、それも含めて1回の現場で1回なのか、その辺はどうなるかということを質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時18分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

先ほどの御質問でありますけれど、水害の場合につきましては、24時間で1回、24時間を超えると2回目になるという形であります。

以上であります。

○5番（赤松俊二君）

火災の場合は一現場、火災があつた場合には、次の日、まあ言ったら火災の残、まあ言ったら片づけとか、そういう2日目にも鎮火のために残つて次の朝まで、夜中に出た場合は次の朝までとかいうのがあると思うんですけども、一火災について1回という認識でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時24分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの御質問について、総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

先ほどの質問でありますけれど、火災、水害についても合わせてですけれど、24時間を超えた場合については、2回というふうなことでカウントをされるようになっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号、鬼北町廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第13号、鬼北町廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明をいたします。

宇和島地区広域事務組合が進める廃棄物処理施設整備が、令和元年度に完了するため、鬼北町廃棄物処理施設整備基金条例を廃止するものであります。

廃止する条例内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長（高田達也君）

それでは、鬼北町条例第11号、鬼北町廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例につきまして説明をいたします。

当該基金は、宇和島地区広域事務組合が進めます廃棄物処理施設整備に係る負担金に必要な資金を積み立てるため、平成21年度に設置したもので、これまで約5億円を積み立てております。

対象となります廃棄物処理施設は、平成27年度稼働の汚泥再生処理センター、平成29年度稼働の宇和島地区広域事務組合環境センター、及び平成30年度に解体工事が完了した鬼北環境センターの3施設で、この事業が完了したことにより当該基金を廃止するものであります。

3施設の総事業費につきましては、約129億2,600万円であり、このうち鬼北町の負担額は約9億8,600万円で、うち2億2,870万円を基金より支出しております。

取り崩し後の基金の残高は、2億7,473万5,161円です。

議案書24ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和2年3月31日から施行する。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、鬼北町廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第17、議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、鬼北町展示交流施設の指定管理者の選定を行ったので、地方自治法第244の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町展示交流施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字上川606番地2。NPO法人くらしのお手伝い・ほっとホット。

3、指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

指定管理者となろうとする団体からどのような事業計画が出てきて、それを審査をしたのか。それと指定の期間、1年間ですが、普通3年とか5年が指定管理者、こういう施設の管理だと思うんですが、どうして1年間なのかを質問いたします。それと、どのような事業計画予算、予算的にどうなっているのか、どういうふうな予算の申請が上がってきたのかについても、あわせて質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

3点の質問に対しまして、企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず、どのような申請があったのかという点について御答弁したいと思います。

まず、ほっとホットからは、鬼北町展示交流施設に対する考え方及び将来の展望ということで出ておりますけれども、そこには出店者の作品の発表の場として広く利用していただくとともに、コミュニティサロンとして誰でも気軽に集える地域の憩いの場として提供したいというふうなことで来ております。

もともとこの展示交流施設をつくるに当たりましては、町なかに、なんでも館がありました。それが廃止して閉館になりまして、そういった施設をつくってはどうかというふうな機運が盛り上がる中で、今回近永駅賑わい創生事業の一環として、場所は元酒屋をお借りしたわけですが、要は、近永駅周辺にそういったにぎわいをつくらうというふうなことで、今後は展示、それから北宇和高校の商品でありますカルミンとか、わかば作業所のクッキー、そういったものも販売できるような形を計画させていただいております。

事業の関係につきましては、今申し上げましたように、そういった特産品、手芸品の販売はもとより、それぞれのコミュニティの場というふうなことも考えておりますし、現在、近永駅賑わい創出の中で北宇和高校生が近永駅で待合場所があるわけですが、夏はクーラーがきかない、冬は寒いというふうな状況でございます。そういった状況を打破するためにも、その場所を、6時半が宇和島へ帰る便がJRあるわけですが、一応6時半までお開けをして、子どもたちの憩いの場とするようなことも計画をしております。

それから、質問の令和3年の3月31日までということは、なぜかということなんですけど、今現在、指定管理を受けている年度が、令和3年3月31日まで、23の事業を指定管理を受けておりますけれども、それに合わせる形で1年間ということにさせていただいたということでもあります。

どういった予算計画が出たかということでございますが、まず指定管理料は、今回一般会計の中を出しておりますけれども、指定管理料は金額といたしましては、204万6,000円を指定管理料として今回の一般会計のほうに計上させていただいております。これは主に賃金、人件費を全て見込んでおりまして、今年度、会計年度任用職員がという形で、1の1の14万何がしかの金額を7時間45分で、8時間を掛けまして、あと21日掛けて、それを7時間45分で割った単価902円になるわけですが、それを算出根拠にして204万6,000円を出しております。

ほっとホットから出た分につきましては、まず販売収入、事業収入、町委託料を収入として見込み、後は、指定管理料の人件費であったり、事務費、事業費等に充てるというふうなことで計画は出ております。

事業につきましては、先ほど申し上げましたような事業を展開して、1年間やっていくということで計画をしているところでございます。

以上です。

○2番（中山定則君）

時間、何時からちょっとわからなかったんですが、9時から、そこには一人、二人常駐するんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

委託料で出しますので、ほっとホットさんがどのような形態で出されるかわかりませんが、最低でも1名以上は常駐しているだろうと。ほっとホットの形態としてその時間帯で、ここは商業活動として大きくウエートを出す部分、または管理として、また来場客の方にいろんな絵とかを見せるために、ここは1名の部分がいいというふうなタイミングはありましようけども、私らのほうの、行政側からの委託料としては、常駐1名は最低確保しなければならないという委託料を設定したところであります。

以上です。

○2番（中山定則君）

関連で、そこにはテレビ・電話等、計画されているかどうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

現在、テレビと電話については、付くようにはいたしておりませんが、今後、そういった活用について、入り口に事務所を設置しますので、当然そういった緊急時のこともありますので、そういったものについては、今後管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第18、議案第15号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明をいたします。

令和元年度も年度末を迎え、本年度予定いたしておりました事務事業も繰り越しを予定している一部の事業を除いて、完了または最後の仕上げの段階に入っており、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、物件費、補助費等を増減調整いたしますとともに、事業の確定及び完了に伴い、工事請負費等を減額いたしております。

また、歳入につきましては、廃棄物処理施設整備基金の廃止に伴い、廃棄物処理施設整備基金繰入金を追加補正いたしますとともに、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきましては、繰越明許費として計上するとともに、地方債につきましても、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

また、債務負担行為につきましては、事業の確定に伴い、限度額を変更するとともに、予定していた事業の中止により廃止するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ2億9,950万円を減額し、予算の総額を75億6,500万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

はじめに、表紙をめくっていただきます。第1条に歳入歳出予算額の補正について説明をさせていただきます。

今回の補正は、決算見込みに伴います不用額の調整のほか、公共施設等整備管理基金への積み立てなどが主なものとなっております。不用額調整及び追加補正につきましては、主なものを除き説明は省略をさせていただきます。

それでは、20ページをお開きください。

2款、1項、5目、財産管理費に、補正額として3億6,818万8,000円を計上するものです。主なものは、25節、積立金のうち、公共施設等整備管理基金に3億6,585万1,000円を積み立てるものであります。

次に、1枚あけていただきまして、22ページをご覧ください。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費に、補正額として122万円を追加計上するものです。主なものは、19節、負担金補助及び交付金の142万1,000円で、個人番号カード関連事務委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金であります。

1枚あけていただきまして、24ページになります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費は、補正額として7,585万6,000円を減額するものです。主なものは、プレミアム付商品券販売の減に伴い、19節、負担金補助及び交付金5,300万円を減額するものです。

次に、27ページをあけてください。

4款、1項、8目、病院費に、補正額として3,800万円を追加計上するものです。これは町立北宇和病院の資金不足等に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、1枚あけていただきまして、5款、1項、3目、農業振興費は、補正額として3,864万8,000円を減額するものです。主なものは、19節、負担金補助及び交付金であり、各種補助事業等の決算見込みにより減額するものです。

次に、1枚あけていただきまして、30ページになります。

5款、1項、10目、農村地域防災減災事業費に、補正額として1,196万9,000円を追加計上するものです。国の補正予算により、13節、委託料に防災重点ため池浸水想定区域調査業務委託料1,400万円を追加計上するものであります。

次に、31ページにまいりまして、7款、2項、道路橋りょう費は、項全体で3,978万5,000円を計上するものです。それぞれの目について事業費の確定により、不用額等を調整するものです。

33ページをあけてください。

9款、1項、4目、諸費は、補正額として845万円を増額するものです。増の主な要因は、34ページになりますが、25節、積立金に未来へつなぐ子ども応援基金積立金として1,000万円を追加計上するものです。

同款、2項から5項につきましては、いずれも決算を見込み、不用額調整及び追加補正をいたしております。

次に、38ページをあけてください。

10款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費は、愛治地区の地滑り災害について調査に不測の日数を要し、査定等の日程が困難となり、減額をするものです。

次に、39ページにまいりまして、11款、公債費は、利率確定により減額するものです。

次に、歳入予算の主なものを御説明いたしますので、11ページをお開きください。

10款、1項、1目、地方交付税は、補正額として2,000万円を追加計上するものです。決算見込みに伴い、所要の補正を行うものです。

次に、1枚あけていただきまして、12ページになります。

14款、1項、国庫負担金から、15ページ、県委託金までの国・県負担金及び補助金並びに委託金までにつきましては、事業の確定などに伴い、所要の補正を行うものであります。

次に、1枚あけていただきまして、16ページのほうになります。2番になりますが、16ページをご覧ください。

17款、1項、4目、教育費寄附金は、補正額として600万円を追加計上するものです。これは教育寄附金の増により、補正を行うものです。

次に、18款、2項、6目、廃棄物処理施設整備基金繰入金は、基金廃止に伴い、補正額として2億7,473万6,000円を取り消し、公共施設等整備管理基金に振りかえ積み立てるものであります。

20款、5項、雑入は、4,499万7,000円を減額するものです。主なものは、

プレミアム付商品券販売収入の減であります。

次に、21款、町債は、1目、総務債、6節の広域事務組合負担金事業債について、事業増に伴い、150万円増額するほか、2目、民生債から、21ページの9目、災害復旧債につきましては、事業の確定等に伴いまして減額するもので、項全体で2億760万円を減額するものです。

次に、6ページをお開きください。

6ページのほうにつきましては、繰越明許費について説明をいたします。

第2表、繰越明許費は、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できるようにするものであります。

2款、1項、庁舎改修事業4,980万9,000円、10款、1項、過年補助農地農業用施設災害復旧事業6,120万5,000円、同款、2項、現年補助公共土木施設災害復旧事業330万円、過年補助公共土木施設災害復旧事業2億692万円など、合わせまして13事業、4億5,357万1,000円を繰り越すものであります。

次に、第3条の債務負担行為の補正について説明をいたしますので、7ページをご覧ください。

第3表、債務負担補正は、事業の確定に伴い、変更及び廃止するものであります。2の公共施設個別計画策定業務は、30万7,000円を増額して、補正後の限度額を379万2,000円とし、3の電話交換器更新業務については、令和元年の台風19号により工場が浸水し、生産のめどが立たなくなり実施が困難となったため、廃止するものです。

次に、第3条の地方債の補正について説明をいたしますので、8ページをご覧ください。

第4表、地方債補正についてです。事業の確定等に伴い、起債の限度額の変更をするものであります。起債の方法及び利率については変更ありません。1の災害復旧事業は1億2,560万円減額して、補正後の限度額を7,070万円、3の合併特例事業は2,260万円減額して、補正後の限度額を1億1,610万円、4の緊急防災・減災事業は970万円減額して、補正後の限度額を8,190万円、5の過疎対策事業は4,970万円減額して、補正後の限度額を3億4,160万円とするものです。

次に、給与費明細について説明をいたしますので、40ページをお開きください。

40ページの1の特別職ですが、比較の欄の説明とさせていただきます。

職員数については、135人の減、報酬については、その他の特別職が832万3,

000円の減です。

次に、41ページにまいりまして、一般職について説明をいたします。

比較の欄の説明とさせていただきます。

職員については、増減ありません。給料は356万1,000円の減、職員手当は532万3,000円の減であります。手当の内訳は、下段の職員手当の内訳のとおりでありますので、お目通しを願います。共済費は125万1,000円の減といたしております、総額で1,013万5,000円の減となっております。

次に、42ページの給料及び職員手当の増減額の明細について説明をいたします。

給料はその他増減分による減額が356万1,000円ありまして、職員の育児休業等の取得による減額等によるものです。職員手当につきましては、その他増減分が532万3,000円ありまして、給料と同じく職員の育児休業の取得による減額等によるものであります。

43ページ以降の(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略をさせていただきますので、お目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

16ページ、17款、1項、1目、ふるさと納税寄附金、5、6000万歳入はあったと思うんですが、今回少ない、寄附なので原因はわからないかもしれませんが、それについて。

それと、21ページ、2款、1項、6目の13節、委託料、第二次鬼北町長期総合計画・総合戦略策定業務327万3,000円の減、当初予算が541万5,000円だったと思います。それで、委託業者と契約をされて、アンケート調査など実際に執行したのかどうか。

それと、来年度予算にも同じというか、来年度当初予算にも計上されているようですが、その辺のことについて質問をいたします。

なお、早期戦略策定業務は、他市町を見てもう既に作成、今度4月から動くところもあるようですが、鬼北町においては、長期総合計画と合わすのかどうかその点について。

最後、31ページの6款、1項、6目、成川溪谷休養センター費、成川溪谷休養休憩施設等指定管理委託料850万円の内容について質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

1点目のふるさと納税寄附金の減少は、減少した要因ということでよろしいでしょうか。

○2番（中山定則君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

では、企画振興課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

3点とも企画振興課にいただきましたので、私のほうが全てお答えさせていただいたというふうに思いますが、まず、16ページ、総務費寄附金、ふるさと納税寄附金の減額の要因でありますけれども、昨年、これ名前を挙げていいかわかりませんが、総務省のほうからの見解で、地元の特産品以外のものを使っては納税の返礼品にはなりませんよというふうなことができました。これ予算を計上した折には、鬼北町から出身の方が、鳥取県でカニを生産されている、とっていただいております。それで、そういうふうな鬼北町出身者が鬼北町の納税寄附金に協力をしたいというふうな好意を受けて、1年前まではやっていたわけですが、そういった鬼北町で特産品として扱わないものについては、返礼品としてはだめですよというふうなことで、そういった減が2,600万円から3,000万円ございましたので、その分が丸々減って、こういったことになったと。要は、お節料理を返礼品として出しておったわけですが、それが12月に2,500万円から3,000万円近くあったわけですが、その分丸々減って、こういった減になったということでございます。

次に、21ページ、第二次長期総合計画・総合戦略策定業務委託料327万3,000円の減でございますけれども、これについては、アンケート調査については、今実施しております、もう既に期限を切りまして、町内2,000人の方に調査をし、今現在、昨日私聞いたんですけども、1,200近くのアンケートが返ってきてというふうなことで、これをもとに来年度の長期総合計画関係の分について反映させていく感じしております。その327万3,000円の減は、今年度総合戦略が見直し時期でございましたけれども、それを見直す予算と長期総合計画のアンケートをとるというふうな予算を計上しておりました。でも今回やったのは、長期総合計画の来年度の見直しのアンケートのみでありましたので、総合戦略の予算を減額しております。

総合戦略の減額をしたのは、県との調整を行いまして、総合戦略は、来年、長期総合計画と同様な時期にやってもよろしいというふうな許可が出ましたので、来年度の当初予算に総合戦略の予算と見直しの予算と長期総合計画の後期計画の策定予算を、両方組んでおりますので、来年度、同額程度の予算が上がるとということで御理解いただけたらと思います。

次に、成川溪谷、6款、1項、6目の成川溪谷850万円の増額でございますけれども、これにつきましては、12月補正の折にも500万円の増額をしまして、また追加の850万円を組まさせていただいたわけですがけれども、今年、共立メンテナンスと契約をいたしておりますし、あと1年間、協定が残っておりますので、来年も当然、協定を結んでいる関係上、そういった指定管理をお願いするようになるわけですがけれども、この増額につきましては、12月のときも御説明させていただいて、500万円の補正を組んでいただいたわけですがけれども、長期の長雨、台風、そういったものの入浴客の減、それから高月温泉の老朽化に伴う1か月近くの休館、そういったものでお客様が非常に減ったというふうなのが第一の条件でございます。昨日、担当者とも協議をさせていただいたんですがけれども、一時期平成27年に改修をした折には、6万人近くの入り込み客があったんですがけれども、現在4万人近く、約2万人近く入り込み客も減少しておると。そういった誘客の減も当然そういった歳入に響いてまいりますので、そういったことで今回指定管理料を上乗せしていきたいというふうなことで提案をさせていただいているものです。

以上でございます。

○2番（中山定則君）

第二次鬼北町長期総合計画・総合戦略の委託業務の関係なんですが、長期総合計画の関係のアンケート調査だけ実施したということで答弁いただいたんですが、来年度については、そのアンケートをとった業者と契約するのか、再度、予算計上されているので、再度、プロポーザル等を行って契約をするのかについて、来年度のことにはなるんですが質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

来年度の予算でございますのでどうかと思いますけれども、今年は一応「ぎょうせい」のほうにアンケート調査をさせていただいておりますけれども、当然、来年度についてもどこか、まだ予算はついておりませんが、プロポーザルで業者の選定をする

ということで計画をさせていただいております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○2番（中山定則君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、令和元年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第19、議案第16号、令和元年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、用品調達費、一般会計繰出金等を減額補正するとともに、歳入につきましては、用品調達収入を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ412万5,000円を減額し、予算の総額を1,30

2万5,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、会計管理者が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○会計管理者（清家健二君）

それでは、議案第16号、令和元年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を今回348万2,000円減額し、補正後の額を516万3,000円とするものです。内訳は、決算見込額を推計し、11節、需用費48万2,000円、18節、備品購入費300万円を減額するものです。

2款、1項、1目、文書作業費を2万9,000円減額し、補正後の額を709万6,000円とするものです。内訳は、決算見込額を推計し、14節、使用料及び賃借料、機器等借上料2万9,000円を減額するものです。

3款、1項、1目、諸費につきましては、61万4,000円を減額し、補正後の額を66万6,000円とするものです。内容は、用品調達費の減額が見込まれることから、28節、繰出金、一般会計繰出金を減額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、前の5ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達収入を449万円減額し、補正後の額を552万5,000円とするものです。これは決算見込みにより減額するものです。

2款、1項、1目、文書作業収入を今回37万5,000万円を増額し、補正後の額を750万とするものです。決算見込みにより増額するものです。

3款、1項、1目、繰越金を1万円計上していましたが、今年度は繰越金がなかったため、全額減額しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和元年度鬼北町用品調達特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第20、議案第17号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、退職被保険者等療養給付費、財政調整基金積立金等を減額補正するとともに、歳入につきましては、保険給付費等交付金、一般会計繰入金等を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ3,275万5,000円を減額し、予算の総額を、14億5,509万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、議案第17号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整となっておりますので、その内容について御説明させていただきます。

はじめに、歳出から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として348万円を減額するもので、こ

れは13節、市町村事務処理標準システム導入委託料、14節、市町村事務処理標準システム利用料が、いずれも減額となったことによるものです。

次に、2款、1項、2目、退職被保険者等療養給付費は、741万6,000円を減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、2款、2項、2目、退職被保険者等高額療養費は、182万2,000円を減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、2款、4項、1目、出産育児一時金は、補正額として252万円を減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、164万5,000円を減額するもので、これは13節、特定健康診査事業委託料が減額となったことによるものです。

7ページに移りまして、6款、2項、1目、保健衛生普及費は、116万8,000円を減額するもので、これは、はり・きゅう施術補助金、がん検診事業補助金、基本審査事業補助金を、説明の欄のとおりそれぞれ減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、7款、1項、1目、財政調整積立金は、1,372万9,000円を減額するもので、歳入歳出の決算見込みにより調整をするものです。

次に、9款、2項、1目、直営診療所勘定繰出金は、97万5,000円を減額するもので、診療所運営費が見込みより減額になったことによるものです。

次に、歳入について説明いたしますので、5ページにお戻りください。

3款、1項、1目、県補助金である保険給付費等交付金の普通交付金を923万8,000円の減額、特別交付金を205万9,000円減額するもので、いずれも決算見込みにより調整をするものです。

次に、4款、1項、1目、財産運用収入である利子及び配当金は、1万7,000円を減額するもので、財政調整基金利子の決算見込みにより調整をするものです。

次に、5款、1項、1目、一般会計繰入金は、2,084万8,000円を減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、5款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、基金取り崩しの見込みがないため、59万3,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第18号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第21、議案第18号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、医薬品衛生材料費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、外来収入、事業勘定繰入金等を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ995万8,000円を減額し、予算の総額を1億9,991万5,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、議案第18号、鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

について御説明いたします。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整となっております、その内容について御説明させていただきます。

はじめに、歳出から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として186万3,000円を減額するものです。主なものは、臨時雇員賃金等の事務費を減額するほか、19節、負担金補助及び交付金の代診医派遣負担金を北宇和病院から愛治診療所への医師派遣がなかったことにより、57万5,000円を減額するもので、いずれも決算見込みにより調整するものです。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は、補正額として27万9,000円を減額するものです。これは9節、普通旅費、19節、負担金補助及び交付金の研修負担金をいずれも減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、2款、1項、1目、医療用機械器具費は、補正額として141万6,000円を減額するものです。これは11節、需用費の修繕料20万、12節、役務費手数料を8万円、13節、委託料13万6,000円、14節、使用料及び賃借料に100万円をいずれも減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

同項、3目、医薬品衛生材料費は、640万円を減額するもので、これは11節、需用費の医薬材料費を決算見込みにより調整するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、国民健康保険診療報酬収入は200万円、同項、2目、社会保険等診療報酬収入は70万円、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入は478万3,000円、同項、4目、一部負担金収入は50万円、同項、5目、その他診療報酬収入は50万円。同款、2項、2目、予防接種収入を50万円、いずれも減額するもので、決算を見込みにより調整をするものです。

次に、4款、2項、1目、事業勘定繰入金は、国民健康保険特別会計からの繰入金ですが、97万5,000円を減額するもので、診療所運営費が見込みにより減額となったことによるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第19号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第22、議案第19号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設管理費において工事請負費等を減額補正いたしております。また、歳入につきましては、施設負担金等を増額補正するとともに、一般会計繰入金を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ666万4,000円を減額し、予算の総額を8,809万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(高田達也君)

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳出から説明いたしますので、

6 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、施設管理費を 6 6 6 万 4, 0 0 0 円減額するものです。内訳といたしましては、9 節、旅費、1 1 節、需用費、1 2 節、役務費につきましては、決算見込みによる減額であります。1 3 節、委託料につきましても、入札実績等により減額するものです。1 5 節、工事請負費につきましては、当初予定しておりました敷設がえ工事が不要となったため、減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、農業集落排水施設負担金を 1 1 3 万 3, 0 0 0 円増減額するものです。これは新規加入 3 件があったもので、西部地区に 1 件、奈良地区に 2 件の新規加入がございました。

2 款、1 項、1 目、集落排水施設使用料を 9 0 万 1, 0 0 0 円増額するものです。これは利用者の増及び過年度分の使用料を計上したことによるものです。

2 款、2 項、1 目、集落排水手数料を 1 万 9, 0 0 0 円増額するものです。これは督促手数料を計上したことによるものです。

4 款、1 項、1 目、一般会計繰入金を 8 7 1 万 7, 0 0 0 円減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 9 号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第20号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第23、議案第20号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設整備費及び施設管理費において工事請負費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、事業の確定及び完了に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ632万1,000円を減額し、予算の総額を6,459万6,000円とするものであります。また、地方債補正につきましては、事業の確定に伴い限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(高田達也君)

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について、歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費を247万3,000円減額するもので、これは11節、需用費を決算見込みによる減額、15節、工事請負費については、令和元年度33基の浄化槽設置を予定しておりましたが、26基にとどまったことによる減額であります。

次に、2款、1項、1目、施設管理費を384万8,000円減額するものです。11節、需用費の印刷製本費、及び12節、役務費の手数料については、決算見込みにより減額、13節、委託料の浄化槽管理委託料については、入札実績により減額するものです。

続いて、歳入について説明いたしますので、6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業費分担金を1万5,000円増額、

2款、1項、1目、使用料及び手数料を16万2,000円増額、これについては、決算見込みによる調整です。

3款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金を93万8,000円減額、4款、1項、1目、浄化槽市町村整備事業県補助金を22万8,000円減額、これにつきましては、浄化槽設置施設事業費の減によるものです。

5款、1項、1目、一般会計繰入金を373万2,000円減額し、補正後の額を1,678万4,000円とするもので、これについても工事費など施設整備費の減額により一般会計からの繰り入れを減額するものです。

8款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業債を160万円減額し、補正後の額を1,100万円とするものです。これにつきましても、浄化槽施設整備事業費の減により過疎債及び下水道債を減額するものです。

続きまして、第2表、地方債補正について説明いたします。

3ページをお開きください。

過疎対策事業債の限度額を630万円を550万円に、特定地域生活排水処理事業債の限度額を630万円を550万円とするものです。起債の方法、利率、償還方法については、補正前に同じです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第21号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第24、議案第21号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費ほぼ全般にわたって減額補正するとともに、介護給付費準備基金積立金について増額補正といたしております。

また、歳入につきましては、介護給付費国・県負担金、介護給付費交付金、介護給付費一般会計繰入金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1億7,589万1,000円を減額し、予算の総額を16億368万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長(芝 達雄君)

議案第21号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、8ページをお開きください。

2款、1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護の方が介護サービスを利用された場合の保険給付費であります。同1目、居宅介護サービス給付費6,000万円の減、同3目、地域密着型介護サービス給付費2,000万円の減、同5目、施設介護サービス給付費6,905万円の減、同7目、居宅介護福祉用具購入費100万円の減、同8目、居宅介護住宅改修費50万円の減、同9目、居宅介護サービス計画給付費1,000万円の減で、いずれも19節、負担金補助及び交付金を決算見込みにより減額補正するものです。

同款、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の方が介護予防サービスを利用された場合の保険給付費であります。同1目、介護予防サービス給付費

150万円の減、同3目、地域密着型介護予防サービス給付費350万円の増、次ページに移りまして、同5目、介護予防福祉用具購入費50万円の減、同6目、介護予防住宅改修費100万円の減で、いずれも19節、負担金補助及び交付金を決算見込みにより減額または不足額を増額補正するものです。

同款、4項、高額介護サービス等費につきましては、要介護及び支援の方が介護サービスを利用された場合に、一月当たりの負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を給付するものでありますが、同1目、高額介護サービス費250万円の減、同2目、高額介護予防サービス費を5万円の増で、いずれも19節、負担金補助及び交付金を決算見込みにより減額または不足額を増額補正するものです。

同款、5項、高額医療合算介護サービス等費につきましては、要介護及び要支援の方が介護及び介護予防サービスを利用された場合、介護保険と医療保険の両方を利用して、1年間の自己負担総額が限度額を超えた場合にその超えた額を給付するもので、同1目、高額医療合算介護サービス費45万円の減、同2目、高額医療合算介護予防サービス5万円の減、いずれも19節、負担金補助及び交付金を決算見込みにより減額補正するものです。

同款、6項、1目、特定入所者介護サービス等費につきましては、要介護及び要支援の低所得の方が特別養護老人ホーム等の施設サービス、また短期入所サービスを利用された場合で、居住費、食費が所得に応じた限度額を超える場合に、その超えた額を給付するもので、19節、負担金補助及び交付金を決算見込みにより700万円減額補正するものです。

次に、10ページに移りまして、3款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、72万4,000円を減額し、補正後の額を3,857万1,000円とするもので、介護予防支援業務委託料を決算見込みにより減額補正するものです。

同項、2目、任意事業費は、13万8,000円を減額し、補正後の額を214万円とするもので、配食サービス事業、介護用品支給事業に係る扶助費を決算見込みにより減額補正するものです。

3款、3項、1目、介護予防生活支援事業費につきましては、500万円を減額し、補正後の額を4,710万円とするもので、決算見込みにより19節、負担金補助及び交付金を減額補正するものです。

同項、2目、介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、60万3,000円を減額し、補正後の額を301万7,000円とするもので、決算見込みにより総合事業に係るケアプラン作成に係る13節、委託料を減額補正するものです。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、保険給付費等の減により剰余金が見込まれるため、決算見込みにより積立金を57万4,000円増額補正するものです。

次に、歳入について御説明しますので、5ページをお開きください。

今回の歳入補正につきましては、歳出の補正に伴います事業の確定及び決算見込みによる補正が主な要因であります。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、68万9,000円を増額し、補正後の額を2億8,857万6,000円とするもので、決算見込みにより増額補正とするものです。

次に、4款、1項、1目、介護給付費国庫負担金は、2,675万2,000円の減、同款、2項、1目、調整交付金は2,591万4,000円の減、同項、2目、地域支援事業交付金は、112万1,000円の減、同項、3目、地域支援事業交付金が206万3,000円を増、同項、4目、介護保険事業費国庫補助金は、28万8,000円を増、同項、5目、保険者機能強化推進交付金は、139万1,000円を増、保険給付費等の決算見込みによりそれぞれ減額、または増額補正するものであります。

6ページをお開きください。

5款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、6,107万7,000円を減額し、補正後の額を3億5,999万5,000円とし、介護給付費等の決算見込みにより減額補正するものです。

同項、2目、地域支援事業支援交付金につきましては、186万6,000円を減額し、補正後の額を1,384万円とし、地域支援事業費の決算見込みにより減額補正するものです。

次に、6款、1項、1目、介護給付費県負担金につきましては、2,464万円の減、同款、2項、1目、地域支援事業交付金は、86万3,000円を減、同項、2目、地域支援事業交付金は、103万2,000円の増、保険給付費及び地域支援事業交付金等の決算見込みにより減額補正するものです。

次に、7款、1項、1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金積立金の基金利子分を決算見込みにより増額補正するものです。

8款、1項、1目、介護給付費一般会計繰入金につきましては、2,125万円を減額し、7ページに移りまして、同項、2目、地域支援事業繰入金は69万9,000円を減額し、同項、3目、地域支援事業繰入金を96万7,000円を増額し、同項、4目、低所得者保険料軽減繰入金は、158万3,000円を減額し、同項、5

目、事務費一般会計繰入金は、610万9,000円を減額するもので、介護給付費、事務費等の決算見込みによりそれぞれ一般会計からの繰入額を減額、または増額補正するものです。

次に、8款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、1,045万7,000円を減額するもので、歳入歳出の決算見込みにより基金からの取り崩しはなしとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第22号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第25、議案第22号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予

算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するとともに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ68万4,000円を減額し、予算の総額を1億6,562万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、議案第22号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整が主となっております、その内容について御説明させていただきます。

はじめに、歳出から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、補正額として68万4,000円を減額するものです。これは19節、負担金補助及び交付金の事務費負担金を13万6,000円の増額、保険料等負担金徴収実績分を82万円の減額をするもので、広域連合に納付する負担金をそれぞれ決算見込みにより補正をするものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料は、補正額として82万円を減額するもので、内訳は、1節、現年度分特別徴収保険料を20万円の増額、2節、現年度分普通徴収保険料を100万円の減額、3節、滞納繰越分普通徴収保険料を2万円を減額するもので、決算見込みにより補正をするものです。

3款、1項、1目、一般会計繰入金は、補正額として13万6,000円を増額するもので、後期高齢者医療広域連合納付金の事務費負担金の増額分を一般会計から繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第23号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第26、議案第23号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、配水及び給水費及び減価償却費を増額補正といたしております。

この結果、収益的支出を11万7,000円増額し、収益的支出の予定額を3億4,835万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第23号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書に基づき説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について。

1 款、1 項、1 目、配水及び給水費について、10 万円を増額し、補正後の額を 6,453 万 9,000 円とするものであります。これは 13 節、通信運搬費、電信電話料の増によるものです。

続きまして、3 目、減価償却費について、1 万 7,000 円を増額し、補正後の額を 1 億 9,173 万 7,000 円とするものであります。これは 1 節、有形固定資産減価償却費で、上水道施設の構築物等に係る減価償却費の確定によるものです。

続きまして、4 ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、1 ページをお開きください。

第 2 条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和元年度鬼北町水道事業会計予算の第 3 条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第 3 条といたしまして、予算第 7 条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第24号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第27、議案第24号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、医業費用を減額補正するものがあります。また、収入につきましては、医業収益を減額補正するとともに、医業外収益を増額補正といたしております。

この結果、収益的支出を2,540万円減額し、収益的支出の予定額を9億8,009万3,000円とするとともに、収益的収入を4,112万2,000円減額し、収益的収入の予定額を9億7,464万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、議案第24号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、4ページをお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、入院収益につきましては、6,844万2,000円を減額し、4億1,467万8,000円とするものであります。内訳につきましては、一般病床入院収益が3,023万2,000円の減、療養病床入院収益が3,821万円の減でございまして、入院収益の減の主な理由は、稼働率の低下に伴う入院基本料が下がったこと、入院患者の減によるもので、さらに療養病床については、来年度休床に伴う新規患者の受け入れを10月から調整していることが主な要因です。

同項、2目、外来収益1,068万円を減額し、2億532万円とするものであります。外来患者は、1月時点での患者数の対前年度比では814人、2.8%の増となっておりますが、当初見込額よりも減となったことによるものです。

同款、2項、2目、他会計負担金につきましては、3,800万円を増額し、一般

会計負担金を1億9,367万円とするものであります。これは先ほど申しました入院外来収入の減により、企業会計の運転資金のため、一般会計からの繰入金で補うためのものです。

次に、支出について説明します。

5ページをお開きください。

1款、1項、2目、経費について、2,540万円を減額し、7億4,864万8,000円とするものであります。内訳は、11節のうち、健康保険等診療報酬交付金7,912万2,000円の減につきましては、指定管理者へ交付するものであります。病院事業収益が減となったことによるものであります。運営交付金については5,372万2,000円の増額となっております。

次のページに移りまして、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明した内容で、令和元年度鬼北町病院事業会計予算の第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。

次に、第3条であります。前条と同様に、令和元年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2ページ及び3ページの補正予算実施計画については、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）につい

てを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月4日は、定刻に会議を開きます。

本日はこれをもって延会します。

○事務局長(谷口浩司君)

起立願います。

礼。

(午後 4時59分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 4 番）

鬼北町議会議員（ 5 番）